

平成23年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成23年2月17日（木曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 仮議長の指定について

第 2 議長の選挙について

～～～～～～～～～～～～～～～～

追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期決定の件

第 4 副議長の選挙について

第 5 発議第1号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第 6 発議第2号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について

第 7 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任について

第 8 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任について

第 9 四万十町議会議会運営委員会委員の選任について

第10 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任について

第11 四万十町各審議会、委員会等委員の指名及び推薦について

第12 行政報告

第13 同意第1号 監査委員の選任について

第14 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

第15 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

第16 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

第17 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

結について)

第18 議案第1号 平成22・23年度四万十町斎場火葬炉改修工事請負契約の締結について

第19 議案第2号 平成22年度地域雇用創造ICT絆プロジェクト教育情報化事業売買契約の締結について

第20 議案第3号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

第21 議案第4号 平成22年度四万十町一般会計補正予算(第4号)

第22 議案第5号 平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)

追加日程第1 閉会中の継続審査・調査申し出書について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

日程第1から日程第22まで

追加日程第1 閉会中の継続審査・調査の申し出について

~~~~~

出席議員(20名)

1番	橋本隆成君	2番	槇野章君
3番	田邊哲夫君	4番	岩井優之介君
5番	中屋康君	6番	津野吉得君
7番	山上利嗣君	8番	緒方正綱君
9番	橋本保君	10番	堀本伸一君
11番	林健三君	12番	山岡義正君
13番	吉村アツ子君	14番	下元真之君
15番	下元昇君	16番	森健吉君
17番	酒井祥成君	18番	竹内常喜君
19番	岡峯久雄君	20番	宮地章一君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
参事	武内文治君	会計管理者	林伸良君
総務課長	樋口寛君	企画課長	敷地敬介君
庁舎建設担当政策監	森武士君	新産業・まちづくり担当政策監	市川敏英君

商工観光課長	宮地正人君	管財契約課長	仲治幸君
農林水産課長	武市逸夫君	建設課長	佐竹一夫君
環境課長	山脇一生君	町民課長	柴久幸君
健康福祉課長	山川明彦君	税務課長	山本靖君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長	岡澄子君
学校教育課長	野村和弘君	生涯学習課長	山本弘光君
農業委員会会長	林幸一君	農業委員会事務局長	永尾一雄君

代表監査委員	松本悟志君	総務課副課長	清藤泰彦君
総務課財政班長	山脇光章君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武内洋介君	町民生活課長	武市宏美君
産業建設課長	下藤広美君	大正診療所事務長	林正憲君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本順一君	町民生活課長	杉内和一君
------------	-------	--------	-------

産業建設課長	林久須男君	十和診療所事務長	酒井寿哉君
--------	-------	----------	-------

～～～～～～～～～～～～～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	田辺卓君	次長	武田枝里君
臨時事務補助員	池田沙也君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時29分 開会

○議会事務局長（田辺卓君） 改めまして皆さま、おはようございます。

私は四万十町議会事務局長の田辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、森健吉議員が年長者でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは森議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（森健吉君） 皆さん改めておはようございます。ただいまご紹介をいただきました、森健吉でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第1回四万十町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

日程に先立ち、町長からごあいさつしたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成23年第1回四万十町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まずは、先ほど行われました町議会議員選挙におきまして、激戦を勝ち抜かれ、晴れて当選をされました議員の皆さんに心からお祝いを申し上げたいと思います。

そして、これからの4年間どうかよろしくお願いを申し上げます。

間もなく合併後5年を迎える本町ですけれども、これから豊かな地域資源や豊富な人材、また豊かな農林水産資源を生かした全国に誇れるこの四万十町でしかできないまちづくりに向けまして、町を挙げて取り組んでいかなければなりませんし、議会と行政が車の

両輪となりまして、町民生活の安定、向上、そして福祉の充実に向け取り組んでまいらる必要がございます。職員とともに総力を挙げて執行部として頑張ってまいりますので、議員各位のご指導とご鞭撻をよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たり、ごあいさつとさせていただきます。これから、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（森健吉君） これで町長のごあいさつを終わります。

~~~~~

○臨時議長（森健吉君） 日程第1 仮議席の指定について行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、仮議席指定表を配付しております。

暫時休憩をいたします。

午前9時34分 休憩

午前9時41分 再開

○臨時議長（森健吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○臨時議長（森健吉君） 日程第2 議長の選挙を行います。

暫時休憩をいたします。

午前9時41分 休憩

午前9時52分 再開

○臨時議長（森健吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（森健吉君） ただいまの出席議員数は20名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席1番橋本隆成君及び仮議席11番林健三君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（森健吉君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森健吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（森健吉君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（森健吉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森健吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席 1 番橋本隆成君及び仮議席 1 1 番林健三君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（森健吉君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票

有効投票 20 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

宮地章一君 13 票

山上利嗣君 7 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、宮地章一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（森健吉君） ただいま議長に当選されました宮地章一君が、議場におられま

す。会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

宮地章一君。議長当選の承諾並びにごあいさつをお願いします。

宮地章一君。

○20番（宮地章一君） それでは、議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が議長選挙により大方のご支持をいただきまして当選をさせていただきました。心より感謝を申し上げます。今はその責任の重大さをひしひしと感じておるところでございます。

議長の職務につきましては、議場の皆さんもご承知のとおり、議場の秩序維持あるいは議事の整理、議会事務のとおり議会代表権が規定をされております。これらを円滑に運営し、遂行していかなければなりませんけれども、議長1人の力では当然不可能でございます。議員各位のご支持とご協力が不可欠でございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

昨年12月の定例会におきまして、自治基本条例あるいは議会基本条例が制定をされました。施行は4月からということになっておりますけれども、この基本的な部分におきましては、執行部、議会、町民が一体となって住みやすいまちづくりに邁進をしていくということがベースになろうというふうに思います。

また、議会におきましても議会運営、議会基本条例の中では意見交換会、公聴会、あるいは議会報告会など、非常に我々議員にとっては今まで以上に厳しいものがあるわけでございますけれども、それら一つ一つを慎重にとり行っていかなければならないというふうに考えております。

議長としての職責を行うに当たりましては、中立・公正を最大最終の目標として対処する所存でございます。これまでの本町の良き伝統を重視し、最大の努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。議員各位のこれまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○臨時議長（森健吉君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

議長。議長席にお着き願います。

皆様方のご協力、まことにありがとうございました。

議長と交代をいたします。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） 議長を交代いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定をいたします。

なお、議席表を配付いたしております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により2番榎野章君、12番山岡義正君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日とするこ
とに決定いたしました。。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 副議長の選挙を行います。

暫時休憩をします。

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮地章一君） ただいまの出席議員は20名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番田邊哲夫君及び13番吉村アツ子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮地章一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮地章一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼・投票〕

○議長（宮地章一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番田邊哲夫君及び13番吉村アツ子君、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮地章一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票

有効投票 20 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

酒井祥成君 11 票

林健三君 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、酒井祥成君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮地章一君） ただいま副議長に当選されました酒井祥成君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により本席から当選の告知をいたします。

酒井祥成君、副議長当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

酒井祥成君。

○17 番（酒井祥成君） 不肖私が副議長の役を仰せつかりました。

今回は、大変この 4 年間は地方分権を含めて非常に難しいかじ取り役になろうかというふうに思っております。そういう中で、これからはいわゆる各常任委員会における常任委員の皆さん方の活発な議論と、そしてまた政策提言がこれからの四万十町を大きく変えていくのではないかとというふうに思われます。その中で議会基本条例も含めて、これからの議会というのは非常に難しい運営をなされていくというふうに思います。そういう中で私も微力ながら、この経験を生かして、議長の補佐役として一生懸命これからも努めてまいりますので、皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩にいたします。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 11 時 02 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 5 発議第 1 号四万十町議会委員会条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

4 番岩井優之介君。

○4 番（岩井優之介君） 先般の全員協議会の中で申し合わせで、私が発議第 1 号の提案をさせていただきます。

田邊哲夫議員、緒方正綱議員、岡峯久雄議員の賛同を得まして、発議第 1 号を提案いたします。

内容は、四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

別紙のとおり、四万十町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

発議の理由を申し上げます。

この四万十町議会委員会条例の一部改正は、今回の町議会選挙から議員定数が 20 となったため、議会の委員会構成を改めるものでございます。

また、議会基本条例が施行される 4 月 1 日までに新たな議会活動の諸規範を整えるため、議会基本条例第 7 条に規定する広報広聴常任委員会を設置するため、条例の整備を行うものです。

これまでの常任委員会は、行政の所管部署により 4 部門に区分した構成でした。それぞれの委員会の委員の数は 7 ないし 6 人とし、委員会活動として必要な委員の数を設けていました。今回の議員定数が 26 人から 20 人となったことから、一定の委員会の委員の数を確保するため、産業常任委員会と建設常任委員会を統合し、常任委員会の名称を産業建設常任委員会とし、委員の数を 7 人とするものでございます。

また、広報広聴常任委員会は議会基本条例の制定に伴い、議会の説明責任や広く町民等の意見を政策に反映させる活動として広報広聴活動が重要となることから、これまでの議会だより特別委員会を発展させ、その所管事務を明確にするため常任委員会とするものです。委員の数は、各常任委員会から 2 人と、地域的な委員配置を考慮し、8 人としたところでございます。

広報広聴常任委員会の所管事務は、議会広報の編集発行に関すること、議会のホームページの企画運営に関すること、議会報告会の企画運営に関すること、意見交換会の企画運営に関すること、前 4 号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関することで、議会基本条例を実効あるものにするため、町民の声を聞き、正確に反映していく広報広聴活動を進めていくことが大切な委員会となります。あわせて議会運営委員会の委員の数を 8 人

から7人と改めました。

以上、発議第1号の理由でございます。

改正条例についてはお手元に配付しているとおりですので、読み上げを省略させていただきます。ご審議の上、決定していただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 発議第2号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

4番岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 発議第2号の提案を、先般の全員協議会の申し合わせで、私岩井優之介が提案させていただきます。

賛成者は田邊哲夫、緒方正綱、岡峯久雄各議員の賛同を得まして、発議第2号を提案い

たします。

内容については、四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

上記の発議案を次の理由により、別紙のとおり四万十町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

発議の理由を申し上げます。

議会基本条例の制定に伴い、新たな議会活動の諸規範を整えるため、議会の会議の運営について定めた会議規則を改めたものでございます。また、平成18年の地方自治法の改正や議員定数が26人から20人となったことによる改正も踏まえているところでございます。

議会基本条例第24条には、「議会はこの条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。」と規定していることから、最高規範としての議会基本条例の各条項により、会議規則を精査する作業を進めてきました。これまでの会議規則は全国町村議会議長会が取りまとめた標準町村議会会議規則をほぼ遵守した内容となっていることから、結果として、18項目にわたる全面的な改正となりました。

主な内容は、町長等の説明員が、議員の質問や議員提案に発言を求める制度や、議案の質疑の後、議員相互に自由に討議できる場を設置することや、議会閉会中の議員活動として、質問主意書制度を設けたことです。また、起立表決の場合に、多少の認定の後、議員の賛否の意思と氏名を呼称すること、出席停止期間の3日から7日間への延長や、本会議や委員会のほかに、議会報告会や政策討論会の協議の場を設けたことなどの改正の内容となっております。

会議規則の一部を改正する規則については膨大になっておりますので、先般の田辺事務局長からの説明もありましたので、省略させていただきます。

以上、提案を申し上げます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

発議第2号につきましては、質疑終了をもって議会運営委員会に付託を予定しております。

これより発議第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りいたします。

先刻質疑が終了しました発議第２号につきましては、四万十町議会会議規則第３９条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第２号につきましては付託表のとおり議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

議会運営委員会においては閉会中に審査をして、報告をお願いいたします。

なお、審査に要する経費につきましては、当分の間は平成２２年度予算から支出することにいたします。

暫時休憩をいたします。

午前１１時１４分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第７ 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任については委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付をしました名簿のとおり指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集いたします。

平成23年2月17日。

各常任委員様。四万十町議会議長。

各委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、各常任委員会を招集するから出席をお願いします。

日時、平成23年2月17日午後1時00分。

場所、総務常任委員会、3階委員会室、教育民生常任委員会、3階議長室、産業建設常任委員会、3階議員控室。

各常任委員会開会のため、ただいまより休憩をいたします。

午後1時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告をいたします。

総務常任委員長橋本保君、総務常任副委員長下元昇君、教育民生常任委員長田邊哲夫君、教育民生常任副委員長吉村アツ子君、産業建設常任委員長堀本伸一君、産業建設常任副委員長竹内常喜君、以上のとおりです。

広報広聴常任委員会名簿の作成のため10分間休憩をします。

午後1時30分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

四万十町議会広報広聴常任委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会広報広聴常任委員会委員はお手元に配付をしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会広報広聴常任委員会を議長より招集をします。

平成23年2月17日。

四万十町議会広報広聴常任委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、広報広聴常任委員会を招集するから出席願います。

平成23年2月17日午後1時45分。場所、3階委員会室。

広報広聴常任委員会開会のため、ただいまより休憩をします。

午後1時43分 休憩

午後1時57分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

広報広聴常任委員長下元昇君、広報広聴常任副委員長岩井優之介君、以上のとおりです。

暫時休憩をします。

午後1時57分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第9 四万十町議会・議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会・議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

平成23年2月17日。

議会運営委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集するから出席願います。

平成23年2月17日午後2時。3階委員会室。

議会運営委員会開会のため、ただいまより休憩をいたします。

午後2時04分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

議会運営委員長山岡義正君、議会運営副委員長岡峯久雄君、以上のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第10 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任についてを議題といたします。

選任すべき議員の定数は2名です。

お諮りいたします。

選任の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員に吉村アツ子君及び議長宮地章一を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました兩名を、高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました吉村アツ子君と宮地章一が当選をされました。

ただいま当選をされました吉村アツ子君と宮地章一が議場におられます。会議規則第3条第2項の規定により当選の告知をいたします。

吉村アツ子君と宮地章一君、当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

当選人。

○高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員（吉村アツ子君） 高幡西部特別養護老人ホーム組合の議会議員にご推挙をいただきました吉村アツ子です、よろしくお願いいたします。

○高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員（宮地章一君） ただいま、指名推薦によりましてご推挙をいただきました宮地章一でございます。

高幡西部特別養護老人ホーム組合につきましては、今後非常に重要な1つの施設になってこようかと思います。議会議員として精いっぱい努力をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第11 四万十町各審議会、委員会等委員の指名及び推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましてはお手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦をしたいと思います。

す。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１２ 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまから新庁舎の建設問題に絞りまして行政報告を行わせていただきます。

新庁舎の建設につきましては、去る１１月の臨時会におきまして、議会庁舎建設等特別委員会より候補地として窪川駅周辺に、商工業の振興にも繋がり、交通の利便性、また３０年、５０年先を見据えた四万十町のシンボルとして木造庁舎の建設を町長に一任する内容で最終報告がなされたところであります。また、町民代表で審議する庁舎建設審議委員会からも１２月に意見書の提出がなされました。

意見書の内容につきましては、庁舎の基本的機能として事務棟、議会棟、保健センターを配置をし、併設、隣接が期待される施設として、防災、金融機関等の窓口及び町民の交流スペースの確保を行い、併せて来庁者がワンストップ、いわゆる１つの窓口で関連する業務がすべて終了するそのワンストップで質の高いさまざまな公共サービスを受けられる機能の整理、また、建設候補地については現庁舎地、窪川駅西、窪川駅東、緑林公園の４案を検討した結果、窪川駅西東の複合案と、緑林公園の２つの案を並記する形での意見書となっております。

町としましては、この両委員会の報告と意見並びに審議・検討経過を踏まえ慎重に検討を行った結果、各種公共施設の集積度、公共交通の利便性、将来の四万十町全域へのまちづくりの寄与、商工業の振興効果、災害時における他機関との連携等を総合的に判断し、最終的に窪川駅西東の双方の土地を複合化した計画で今後の建設準備を進めていく結論に達したところであります。

役場庁舎は町民にとりましても、また、外部から訪れる方にとりましてもその町のシン

ボルとなる施設であり、日常的に町民が目にし、立ち寄りやすい、町民にとって親しみを  
感じる施設であることが重要でありますし、災害等事あるときは拠点施設として町民がす  
ぐ利用できること、そこに庁舎があるという安心感を与える役割も持っていなければなり  
ません。そのことを考えれば町の中心部に位置するのが適当であろうというふうに考えま  
す。

また、窪川駅は町の公共交通機関の要であり、土讃線、予土線、土佐くろしお鉄道の結  
節点でもあります。予土線、くろしお鉄道の存続も含めて、十和・大正地域の住民の方々  
の利便性や公共交通機関利用を町を挙げて取り組んでいくためにも、駅周辺に庁舎を建設  
することが四万十町としての基本方針ともマッチすると考えております。当然商店街の活  
性化にも寄与できますし、警察、農協、消防との連携もしやすい位置にあります。

課題となっております来庁者の駐車場の確保につきましては、現在の庁舎の駐車場が 3  
0 台足らずであるのに比べ、候補地は 6 0 台のスペースが確保できる見込みとなっております。  
また、東西の庁舎を結ぶ跨線橋を庁舎の附属施設に設置をし、24 時間利用できる  
こととし、町民の皆さんの利便性も図ってまいります。

建築構造は、「町面積の 87% を森林が占める林業の町として、庁舎を木造化すべし」  
という意見も多く出されているところでありますが、大規模な建物については耐火構造物  
を一部配しなければならないという規制や、3 階建て以上の建物を木造化した事例が少な  
いこと、屋上に空調機器や発電機等の設備が設置できないなどの課題もありますが、基本  
設計を総合評価方式、いわゆるプロポーザルにより行うことといたしており、木造化につ  
いてあらゆる角度から可能性を提案してもらい、最終的に構造自体もすべて木造とするの  
か、基本構造のみは鉄筋コンクリートとして強度を図り、木造建築に近い建物、いわゆる  
木質化の建物にするかを判断していきたいと考えております。どちらにしましても木材を  
可能な限り使用して林業の町のイメージを出してまいります。

建設費用につきましては当初の計画より膨らむこととなりますが、町の中心街の活性化  
策として社会資本整備総合交付金の対象となり、4 億円に近い交付金が交付される予定で  
あり、当初の合併特例債の範囲内に近い負担となる予定であります。

交流スペース、あるいは樹木を配置した町民が憩えるイベント広場も併設をし、町民の  
皆さんが気軽に、また、日常的に利用できる庁舎を目指してまいります。

なお、庁舎関連予算といたしまして、土地の一部取得費を補正予算として計上をいたし  
ておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今後の事業推進に当たりまして、議場の考え方、その他についても議会と調整を行っていく必要もありますので、庁舎特別委員会等を設置していただき、細かい部分の協議の場も設定をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。そういった手続も踏みながら、今後基本計画についての公聴会、意見の公募等も行い、町民の皆さんの意見も取り入れた庁舎の建設を目指す所存でございますので、どうかご理解とご協力をお願いをいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１３ 同意第１号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法の第１１７条の規定により緒方正綱君の除斥を求めます。

〔８番 緒方正綱君 除斥〕

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、同意第１号監査委員の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議員のうちから選任をする監査委員につきまして緒方正綱議員を選任いたしたく議会の同意を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

同意第１号は質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第１号は質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

これより同意第１号監査委員の選任についてを採決いたします。

緒方正綱君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、緒方正綱君を選任する件は、これに

同意することに決定いたしました。

緒方正綱君の除斥を解きます。

〔8番 緒方正綱君 着席〕

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第14 報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第15 報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第16 報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第17 報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第1号、第2号、第3号、第4号、以上4件の専決処分の報告について、一括してご説明を申し上げます。

報告第1号から第4号につきましては、いずれも工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての専決処分の報告でございます。

報告第1号及び第2号は、四万十町金上野地区で実施をしております平成22年度町営住宅金上野団地新築工事における電気設備及び機械設備に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結するものでございまして、第1号では消費電力の少ない照明器具への変更及びケーブルテレビ配線に伴う器具の追加をしたことによって設計変更を行ったもの。

第2号では、換気配管の耐火被膜の追加及び合併処理浄化槽の機種変更をしたことによって設計変更を行ったものでございます。

報告第3号につきましては、平成22年度窪川中学校屋内運動場耐震補強工事（建築主体工事）におきまして、軒下部分の外壁面下地鉄骨及び木材の一部取替え、アリーナ舞台下収納庫や控室出入口の扉等のレベル調整、棟の東西の補強や庇の鉄骨梁補強、体育倉庫等の天井の撤去・復旧、その他アリーナの格子の取替え、体育倉庫の木製建具の調整、玄関周りの塗装、カーテンレールの破損部分の取替え、控室2階部分の壁の張替え、玄関スロープ及び手摺りの延長による追加施工等を行ったものでございます。

続きまして、報告第4号についてでございますが、「平成22年度 社交 第3-9-2号 町道大奈路中津川線道路改良工事」におきまして、改良工事区間の起点側の路側側

にU字側溝及びガードレールを追加施工したことによる変更を行ったものでございます。

以上、報告第1号から第4号まで、それぞれ契約金額の変更に伴い工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

ただいまより2時40分まで休憩をいたします。

午後2時24分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第18 議案第1号平成22・23年度四万十町斎場火葬炉改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第1号平成22・23年度四万十町斎場火葬炉改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、尊厳で確実な火葬の実施を担保するため、老朽化した四万十町斎場の火葬炉設備を更新しようとするものでございます。

業者決定の方法につきましては、火葬炉メーカーの技術力や独自性、環境への配慮、工事期間中の火葬の尊厳性の確保、緊急時の対応など、価格面のみの競争入札には適さないと判断をしまして、プロポーザル（総合評価）方式によることといたしました。

プロポーザル参加業者につきましては、本町に指名願を提出されている火葬炉メーカー3者を選定をしまして、1月13日までに2者の申し出がございました。

1月25日、提案書の説明会を実施し、火葬炉メーカーそれぞれから詳細についての説明を受け、同日開催の審査会におきまして内容を慎重に審査をいたしましたところでございます。

総合的に審査の結果、火葬炉設備の信頼性、施工時の斎場運営への影響、設置時及び維持管理面での価格、保守や緊急時の対応などの点で富士建設工業株式会社が優れているという結論に達しましたため、四万十町斎場火葬炉改修工事は富士建設工業株式会社を随意

契約の相手方として決定をしたところであります。

請負金額 7, 0 5 6 万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） 議案第 1 号の火葬場の件であります。議案説明資料の中で詳しく説明がされていますので、十分な配慮の上、請負締結をしたと思いますけれども、3 者からプロポーザルで、2 者が入札に参加したという町長の提案説明があったわけですが、普通、総合点から言えば、この契約の相手方が非常に点数も高かったという点はわかるわけですが、では、もう一者はこの請負金額、どれくらいの入札金額をされておったのかどうか、ちょっとこの資料を見てると、ないわけですので、その点、答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

価格についてのご質問でございます。

価格につきましては、富士建設工業が消費税抜きで 6, 8 0 0 万。それから、宮本工業のほうで 7, 1 5 0 万でございます。

（3 番田邊哲夫君「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

1 6 番森健吉君。

○1 6 番（森健吉君） ちょっと伺いをいたします。

非常に自然減でお亡くなりになる方がたくさんございまして、今まで本当に不自由をいたしているようなわけでございます。

そういった中で今回ここに上がっております 2 基の補修についてですが、これは耐久性と申しますか、どれぐらいの期間が大丈夫なのか、その点について若干お聞きしてみたい

と思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） ご質問の趣旨は耐用年数のことであろうと思います。

耐用年数につきましては、火葬炉設備については16年程度というふうに言われております。今現在まで可動しておる火葬炉につきましては、61年に新設いたしましてから24年になろうとしております。非常に火葬につきましては重要な業務でございますので、それなりにメンテナンス、それから耐火物の補修等を実施しながらやってきた結果24年もったということございまして、今後においても同数の年数は維持管理できるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号平成22・23年度四万十町斎場火葬炉改修工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第19 議案第2号平成22年度地域雇用創造ICT絆プロジェクト教育情報化事業売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第2号平成22年度地域雇用創造ICT絆プロジェクト教育情報化事業に係る売買契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、総務省によります教育分野でのICT利活用のための施策であります地域雇用創造ICT絆プロジェクト教育情報化事業の採択を受けまして、まずは十川小学校をモデル校として3学年以上の全児童、全学級担任に1人1台のタブレットパソコン及び各教室にスライド式電子黒板を整備するとともに、ICT機器を活用するためのデジタル教科書や各種学習支援ソフト等を購入するものでございます。

売買契約の締結につきましては、6社を指名して競争入札を行おうとしましたが、事前に2社から辞退届が提出をされましたので、1月27日に4社による指名競争入札に付しましたところ、四国情報管理センター株式会社が2,264万円をもって落札をいたしました。落札の価格に5%の消費税113万2,000円を加え、2,377万2,000円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番中屋康君。

○5番（中屋康君） 2点ほど伺いたいと思います。

関連の質問、前回の議会でもお話を伺ったんですが、まず1点目は、この入札が指名競争入札、町長から説明があったんですが、本来この機器類について、要するに管理サーバーから端末までということであれば、私としてはプロポーザル方式、総合、いわゆる公募型のプロポーザルの形がベターじゃないかと思うんですが、それが、あえてこれ、指名にした場合、まず、どういったことが根拠になるのか。要するに一般競争入札というのが妥当な入札の方法じゃないかなという感じはするんで、そのあたりのところ、その経緯をちょっと説明をいただければと思います。

それからもう一点だけ。この関連で、実際運用が始まるということで、「ICT協議

会」という仮称ということで、ここに書いてあります。要するにこの運用が始まった段階でうまく動かしていくためにという協議会を設立したいということであるんですが、これについては前回のときにお話をしたんですが、教育センターのほうに、この絡み合いというのはどういう、別個につくるものなのか、あるいは教育研究所のほうでこれを1つ取り上げて、その中で協議会、1つの計画構築していくのか、そのあたり、2点をちょっと伺います。

○議長（宮地章一君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） まず、入札の関係でございます。プロポーザル方式等というところでございますが、今回の契約事項につきましては、主に備品の購入というところがメインになってきております。タブレットパソコン、それから電子黒板等の備品の購入が主ということがありましたので、今回このような入札の方法で行ったところでございます。

それから、ICT協議会、まだ現在のところでは仮称でございますが、これにつきましては、これ、資料のほうにも書いておりますが、教育委員会事務局、それから十川小学校の先生、そして専門家等を踏まえた協議会を立ち上げるということで、独自の協議会を立ち上げて検討していくというところになっております。

○議長（宮地章一君） 5番中屋康君。

○5番（中屋康君） わかりました。その協議会の関係については承知しました。

競争入札の絡みですが、例えば指名にする場合というのはある程度クリアしないといけない部分があると思うんですが、この場合、指名にしたというのについては、何か1つのこのクリア部分というかありますか。本来なら一般競争入札を選択しなさいというのがたしかおありじゃないかと。

○議長（宮地章一君） 答弁をお願いします。

（「すみません。休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（宮地章一君） 休憩とします。

午後2時52分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲治幸君） すみませんでした。私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどのパソコンの購入等でございますけれども、これにつきましては物品ということでございまして、地元の業者含めてご指名をさせていただいたところでございます。一般にしますと、どうしても時間がかかってしまうということで、今回は早めに入札をしないといけないということでございましたので、指名ということでやらさせていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

15番下元昇君。

○15番（下元昇君） ちょっとわからないことがありますので、ちょっと確認の意味でお伺いします。

説明資料の7ページの一番下なんですけれども、「ICT支援員の人材の雇用により、地域に密着した雇用創出の場を提供できる」と書いてありますけれども、このICT支援員の、よくわからないんで確認するんですけれども、例えばパソコンを使う上で、例えばいろんな資格というか、そんなんがあると思うんですけれども、どういった範囲内の、このICT支援員という方はどういった技術を持った方なのか。それと、地域に密着した雇用創出の場を提供できるということは、こういった方が地元にとのぐらのおるのかを町として把握しているのか、そこあたりがちょっとわからないんで、何人ぐらの雇用を地元で見込めるのか、そのあたりちょっとご説明願います。

○議長（宮地章一君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） まず、支援員の業務でございますが、主に今回導入したパソコン器械類の指導、学校のほうで使用していくようになりますので、主にその使用のほうを指導していくというところになっております。資格につきましては、特にこれといった資格はありませんが、一応こういう情報機器に不慣れな者ではなくて、ある程度の知識を持った方を雇用していった、指導のほうをしていただきたいと考えております。

その支援員の雇用につきましては、一応今回入札いたしました業者のほうで研修をしてから指導に入ることになりますので、業者のほうで雇用を、募集していただきまして指導に入っていただくというところで、大体最初のうちは回数を多く行かなければいけないと思いますが、大体月8回以上は学校、それから教育委員会の訪問をしていただいて指導していただくということで、今準備をしているところです。

雇用につきましては、地域ということで、一応四万十町内のほうでハローワーク等を通じて募集をかけていただいて、お願いしますということで、業者のほうへはお願いしております。ただ、技術的にそのような方がもしない場合は、なるべく隣接したところから雇用していただくとかいうお願いはしておりますが、基本的には町内の方から募集をして、雇用をしていただくようお願いしているところでございます。

○議長（宮地章一君） 15番下元昇君。

○15番（下元昇君） 雇用の方法とかはわかりましたけれども、いわゆるこのICT支援員として雇った方の、いわゆるこういった形での雇用の体系になるか。教育委員会のほうで、例えば多分お金のほうは教育委員会のほうで払うかなと思うんですけども、そこあたりの雇った方の給与体系といいますか、こういった形で支払うのかわかりませんので、ご答弁願います。

○議長（宮地章一君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 雇用体系につきましては、今回の契約業者のほうに雇用していただいて、こちらからはその人件費に相当する分を委託料として支払う予定としております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号平成22年度地域雇用創造ICT絆プロジェクト教育情報化事業売買契約の締結についてを採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第20 議案第3号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第3号四万十町基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

今回の改正におきましては、新たな2つの基金を設置しようとするものでありまして、まず過疎地域自立促進産業振興基金につきましては、12月定例議会でご決定をいただきました四万十町過疎地域自立促進計画の自立促進特別事業、いわゆるソフト事業について翌年度以降の事業を展開していくため、過疎債を活用し基金に積み立てるものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正により、ソフト事業への基金積立が可能となり、本町では四万十町豊かな自然環境活用による産業振興事業計画を策定し、四万十川豊かな森林保全整備事業、四万十川一斉清掃、四万十川マラソン等イベント事業、四万十町雇用創出事業、四万十町地球温暖化対策設備設置事業の5つの項目について、平成23年度から取り組むことといたしております。

基金への積み立ては本年度から平成26年度まで、基金を活用した事業計画は平成23年度から平成27年度までを予定いたしておりまして、総額で10億6,900万円の計画額となっております。四万十川を中心とした環境保全、地域の雇用創出事業への取り組みなどによりまして、交流人口の拡大や地域経済の活性化に資するものと期待もいたしておりまして、改めて平成23年度当初予算において、具体的な事業と実施予定額をご提案させていただきたいと思っております。

続きまして、光をそそぐ交付金基金についてでございますが、本年度国の補正予算におきまして、住民生活にとって大事な分野でありながら、光がこれまで十分に当てられてこなかった分野への支援として、住民生活に光をそそぐ交付金が創設をされ、地域の雇用が拡大される事業につきましては基金への積み立てが可能となりました。

本町におきましては、不登校や引きこもり傾向にあります児童・生徒等への支援拡大として、教育支援員、図書館及び学校図書室の充実を図るため、図書館司書補助員と学校図書支援員をそれぞれ雇用する計画でありまして、交付金を活用し、基金に積み立て、平成23年度から平成24年度までの2年間の事業として取り組む予定であります。2年間で

はありますが、嘱託職員及び臨時職員合わせ5名の新たな雇用が生まれますとともに、児童・生徒に対するきめ細かな支援対策の強化と図書館機能等サービス向上が図れるものと期待もいたしております。

以上、地方自治法第241条の規定に基づき2つの基金を設置しようとするものであります。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは、議案第3号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてお伺いしてみたいと思いますけれども、これも説明資料をいただけてます。

今回の基金条例の改正の中身の問題ですが、昨年12月補正、国の補正で全国の自治体に交付金が来たわけですが、特に四万十町では光をそそぐ交付金の基金で、今町長から提案あったように、学校での支援員を増員しようということのようですが、そもそも国は、ここにも書かれていますように、こういった分野で事業を行ってほしいというのが何点かあります。地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策、知の地域づくりなどにこの交付金を使ってほしいという内容でありますけれども、今の町長の基本的な考え方としては、2年間教育的なところに、いわゆる知の地域づくりの分野にお金を回したいというお考えのようですが。

町長、この国の分野、地方消費者行政というのはどういう意味ですか。私、わかりません、この日本語だけでは。じゃ、ここにも書いてますように、弱者対策、自立支援対策、こういった分野には町としてはこの2年間お金を使う予定はないと、あくまでも教育的な観点で、知の地域づくりの方面にお金を2年間使っていくというお考えなのでしょうか。その点についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、2点につきまして私のほうから答弁を差し上げたいと思います。

まず、消費者対策。これにつきましては、今、消費者行政の中でいろいろ課題も出てきているというふうに思います。その1点が、どう言いますか、商品売りつけることによって、それが消費者の手元に届くまでの間、クーリングオフとかそういったところがある

わけでございますが、そういったいろんな制度がありますけれども、その制度でカバーし切れない部分をこの消費者対策、町が独自の相談窓口等も設けて対応をすべしということではないかというふうに思っているところであります。

また、弱者対策。自殺の予防であるとかそういったところ、DV、そういったものにつきましては、現在町のほうでも健康福祉課を中心として、相談の窓口も既に設けているところでございます。改めてこの事業に乗せずとも町として実施をしている部分でございますので、今回の整理につきましては、先ほど提案理由のご説明を申し上げました教育分野、その部分がこれまで行われておりませんでしたので、その分を重点的にやっていくということでございます。

○議長（宮地章一君） 3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） 町長から答弁をいただきました。

何か十分理解ができませんが、要するに地方消費者行政とは、行政としてどういったことをやらなければならない分野なのかがちょっとわかりませんので、もう少し詳しくこの分野の、国の交付金をやろうというこの事業の内容についてももう少し詳しくお願いをしたいのと、この予算の関係もあるわけですが、予算の中ではいわゆる自殺予防等の弱者対策等・自立支援という形ながですね、今回の交付金は。

確かに弱者対策というのは自殺予防等もあると思うわけですが、決して自殺しようとする方が弱者と見るとは限らんわけですね。そういった意味で、この弱者対策・自立支援というのはどういう内容が、国の考えのもとで、今回2, 800万余りの補正ですが、それを基金にという思いでしょうが、もう少しほかの分野に使うことも視野に入れるべきではないかなと私は思っているわけですが、弱者対策・自立支援というのはどういう内容なのか、私自身十分勉強不足ですので、行政としてこの取り組みについて、先ほど町長が言ったように、もう既に町として取り組みをしていると、今さら交付金で使うこともないという考えなのかどうなのかお伺いしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山脇財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えします。

交付金の取りまとめを総務課のほうでやっておりましたので、私のほうからお答えします。

国は光が十分当てられてこなかった分野、これは現在の片山総務大臣の会見にもございますが、地方消費者行政、振り込め詐欺とかいろんな問題で、高齢者を含め困ってる方の

相談業務が一番主な業務でありまして、相談業務と啓発の事業です。それと、DV対策、自殺予防等の弱者対策自立支援。このDV対策についても、ドメスティックバイオレンスの、夫婦間とか高齢者への虐待とかいろんなDV対策があるわけですけど、この分野についても相談業務、それと住民に対しての周知、広報活動の事業、そしてこの中には提案理由でもご説明申し上げましたが、引きこもり等で外へ出られない方を弱者としてとらえたさまざまな事業を国は支援をするということで、いろんな各自治体でさまざまな事業が取り組まれております。

それで、今回の基金については、町長が提案で申し上げましたとおり、雇用に限って、この分野で事業を進めるに当たって、新たな臨時職員なり嘱託職員を雇用する場合に限って基金に積むことが可能であるということでありまして、協議をする中で、教育支援センターの部分の教育支援員を増員して強化をする部分、それと知の地域づくりで図書館司書の補助員、それと学校図書の支援員を雇用するのが現在では一番四万十町で合っているということで今回基金に計上したわけでありまして、ただ、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等については現在高知県が基金で積んで、交付金を受けて四万十町も既に行っておりまして、各世帯へチラシとか横断幕とかもつくって、ケーブルテレビでも放送もしております。認知症対策も含め基金事業で行っておりまして、新たな分野でのニーズなりが、今回ではちょっと新たに人材を雇用してのニーズが見えてこなかった経過もありまして、今回は教育支援員と知の地域づくりに対して雇用するということで基金を設置して積み立てようとしているものでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） 今、財政班長から答弁あったわけですが、当然、財政班としたら国からの交付金ですので、内容は掌握していると私は思っていました。しかし、執行部内部で、この問題を私は町長が答えなかったというのは、失礼ですが十分把握してない。

これにも書いてますように、雇用の拡大に結びつけようというのが1つのメインだと思って、確かに図書館の知の地域づくり、貢献できるでしょう。しかし、あくまでも雇用の拡大がメインではないかなと、私はこの条例改正を見て思ったがです。

弱者というのはいろんな分野、とらえ方があってと思いますよ。子供からお年寄りまで、さまざまな障害者の方々も弱者です、私に言わせれば。そういったところに光を当てることが私はメインではないかというふうに、国のこの事業、交付金見て思ったわけです。

ね。しかし、町はあくまでも、どちらかといえば知のほう、知の地域づくりに主眼を置いてる今回の基金条例ですよ、積み立ては。本当に国の思ってるのはやはりもう少しいわゆる弱者、ここに書いてますように、弱者に光を当てたいという思いがあって交付金を自治体に配付したんじゃないかと私は思っているのですが、しかし、町の考えはそうじゃないと私は認識持ってますが、この点について町長に私は先ほど聞いたのは、この交付金の内容をそれぞれの課長、副町長、町長が把握した上で、この分野に今年はずぎ込もう、来年はこうしようというのがあって、私はしかるべきではないかなと。財政班長がこの問題答えましたけれども、本当はそうでは私はないと思ってます。それぞれの所管の課長がこの事業をどう使うか、再三言いますが、知恵と汗を出して、今まで光が当たった分野、当たらない分野にこの交付金こそ使うべきではないかなと私は思ってますが、町長、その点、あなたの、最後の答弁求めます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、この制度の内容が発表された時点で各課に流しまして、この交付金事業に該当するものについて集計も取りまとめたところでございます。しかし、もう既に事業を実施しておるもの、あるいは県の制度に乗っておるようなもの、そういったものがございまして、それをふるい落とした結果、今回の形となったものであります。

この弱者対策等については、特に自殺予防、こういった面から見れば、これまで町と、そして高知県が一緒になってモデル的な取り組みも行っておりまして、また、障害者等の弱者全般につきましては、あったかふれあいセンターであるとか、ソフトの面であるとか、そういった取り組みも町として積極的に進めているところでございます。

先ほど申しましたように、各課から提案をされました内容につきましては精査をいたしまして、これまでに実施をしているものについてはふるい落としを行い、また、これから制度化をされるであろう、また、町として独自の補助事業でも創設をして取り組んでいかなければならない分等については先延べといった形にもなったところでございまして、執行部の内部といいますか、庁舎の中ではこれについて十分議論もしてきた経過であります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

16番森健吉君。

○16番（森健吉君） 田邊議員に関連の件でございしますが、四万十町の光をそそぐ交付

金の基金の中で、括弧書きで「弱者対策」と書かれておられますけれども、これはどこからどこまでが弱者じゃということをちょっと聞きたいのですが。この文言は本当に問題化になろうというふうに私は思っております。この文言でよろしいですか。どこからどこまでが弱者なのか、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

議案の説明資料の10ページの中段、ちょっと下ですが、「本町では弱者対策及び知の地域づくりとして」雇用を拡大する、経費に基金を積み立てるということですが、この弱者対策はこの交付金、光をそそぐ交付金の目的であるDV対策・自殺予防等の弱者対策ということで基金を積み立てるわけですけど、これ、「等」と入っておりますので、これ以外にも考えれる可能性もありまして、交付金の対象となる「弱者対策」の前に「DV対策・自殺予防」を省いて条例のほうに掲載をさせていただきまして、「DV対策・自殺予防」以外、例えば生活弱者、それから障害者、高齢者等も含めた広い範囲の弱者対策等とらえて基金条例に設置をさせていただいて、今後この交付金を活用するのは2年間限定になっております。今後事業展開していく中で新たな交付金なり、また、新たな一般財源を用いて新たな対策が生じる可能性もありますし、今後、この光をそそぐ交付金見合い分は普通交付税に算定をされるということを総務大臣も明言しておりますので、その部分を踏まえて、広い範囲の弱者対策ということで掲載をさせていただいておるところでございます。

○議長（宮地章一君） 16番森健吉君。

○16番（森健吉君） なかなか苦しい答弁のようですが、この際にこの「弱者対策」という文言は削除するお考えはございませんか、執行部は。

以上です。

○議長（宮地章一君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

先ほどから説明も申し上げますとおり、国が補正予算におきまして、住民生活に光をそそぐ交付金という事業を設立をしたわけでございます。その要綱等の中に、その事業の例として、ここの説明書の10ページに書いてあります括弧の中、「地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策、知の地域づくり」というような言葉が国の要綱の中に出てきておるわけでございまして、弱者といいますのをここからここまでというふう

に特定するわけでは決してございません。例えば、ここにありますようにDVの被害に遭っておられる方、あるいは自殺の関係される方、あるいは不登校児・引きこもり者、あらゆる一般的に弱者と言われる方に対する事業として国が創設をした交付金事業ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに。

15番下元昇君。

○15番（下元昇君） 説明資料の11ページなんですけれども、過疎地域自立促進の基金で、11ページの（4）雇用創出事業の件でちょっとわからないので、お伺いをします。

この（4）の雇用創出事業の中の①豊かな産業創出事業の中の文言を読んでみまして、例えば、今ある町内の事業所が例えば新しくこういったことに取り組んでみたいと、そういった事業計画を立てて、そういった企画した事業に対して「委託事業を実施」とありますけれども、例えば、新しく何かをやりたいというときには当然人の雇用なんかも必要ですし、例えば、この委託事業の中にはその事業体が行おうとする、企画した中の人件費の補填、補助、そういったことも入っているのか、この点についてお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） ちょっとお答えになるのか、ちょっと大変申し訳ないんですが。

今回、11ページに載せております四万十町雇用創出事業の①から③につきましては、計画の段階で出させていただいてます。この後にハローワークとか、そういった形のところで国・県のやっている事業等を精査して、若干変わっております。11ページにも載せておりますけれども、23年度の当初予算におきまして具体的な事業内容を、予算を提案する予定になっておりますので、そのときにお願いしたいですので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 15番下元昇君。

○15番（下元昇君） そしたら、事業内容は当初予算のほうでまたお伺いしますけれども。

これと、ちょっとお伺いしたいのは、こういったいわゆる産業創出のあれで、これまで四万十町で商工振興条例があったんですけれども、これとの関係でちょっとお伺いしたい

んですけども、商工振興条例も設置していただきましたけれども、ちょっと使い勝手が悪い、あるいは補助率が3分の1であるとか、上限が限られてるとか、そういったことで当初より商工振興条例に対する申し込みが少ないかなというふうに認識しておりますけれども、これの併用といいますか、そういったことはまずできないかなとは思うんですけども、そこで商工振興条例との関係について、わかる範囲内でお願いします。

○議長（宮地章一君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えします。

商工振興条例につきましては、商工業者に対する助成事業だと考えてます。

今回の雇用創出事業につきましては、四万十町内の若者の定住促進、そして企業、法人等を応援しながら地域産業の掘り起こしから育成、そして雇用の場の創出、継続的な雇用の機会を創出するための形だと考えておりまして、商工振興条例とは別立てという形で考えております。

○議長（宮地章一君） 15番下元昇君。

○15番（下元昇君） わかりました。

それと、もう一点だけ。これは予算資料のほうなんですけれども、22ページに詳しく23年度から27年度までの積み立て、そして事業計画、それぞれ2億1,380万の基金と支出の分が載ってますけれども、例えば、この事業計画の中で一斉清掃であるとか、四万十川マラソン、こういったイベント事業というのはある一定毎年やってますんで、こういったふうに金額が、定額といいますか、そこあたりで事業をやれると思うんですけども。今言った下の雇用創出の中では、1億720万が毎年組まれておりますけれども、これ、例えば、23年度に申し込みがこの1億720万なかった場合のこの基金の繰り越し、翌年度への、これはどうなるのか。この計画を見ますと、それぞれの年度で上限が2億1,380万でなってますので、例えば、年度年度で消化されなかった基金が翌年度からどうなるのか。その点、最後にお伺いします。

○議長（宮地章一君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） お答えします。

これは過疎対策事業、昨年の12月議会で計画のほうを議決いただいたんですが、その計画のときの事業計画でありますのでこういうような形になっております。当然、今年度から基金を毎年2億1,380万積み立てていく。ただ、事業については来年度、今、計画では2億1,380……、同じ額を使うようになっておりますが、あくまで計画であり

ますので、この事業費というのはどんどん変わってくる可能性はあります。その場合は、基金ですので、少ない場合は翌年に残っていくという形になっております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

ただいまより３時５０分まで休憩をします。

午後３時３５分 休憩

午後３時４９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２１ 議案第４号平成２２年度四万十町一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第４号平成２２年度四万十町一般会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、本庁舎建設予定地の決定に伴う用地の一部購入費並びに国の補正予算で創設をされました地域活性化交付金を活用した各事業費、過疎債ソフト事業への基金の積み立て並びに４月２９日にオープンをいたします海洋堂ホビー館関連

の追加措置が主なものでございまして、早急な対応も必要でありますことから、臨時的な補正予算としてご提案をさせていただきます。

初めに、行政報告で申し上げました本庁舎の建設予定地ではありますが、議会特別委員会及び町民代表によります審議会の最終報告等を踏まえまして総合的に判断をしました結果、ＪＲ窪川駅の西及び東の用地を最適と判断し、基本計画の原案を取りまとめております。

今回の補正では、ＪＲ四国が所有をしております窪川駅西側の用地３３．０５㎡の購入費１８４万４，０００円を総務費の一般管理費に計上いたしております。基本計画の原案では庁舎を西側に、保健福祉センター及び議会棟を東側に配置し、東西を結ぶ自由通路と町民が憩える区間を整備をし、四万十町のシンボリックな、町民に親しまれる庁舎建設の骨子を取りまとめております。

今後は庁舎建設位置の決定についての住民の意見公募や公聴会も開催する予定でありまして、また、庁舎の構造は木造化、木質化を基本とし、最終的には基本設計段階で決定することといたしております。議員の皆さんに対しましても基本計画策定に向け、ご説明等も申し上げ、今後の基本設計に向けた協議、検討をお願い申し上げるものでございます。

続きまして、先ほどご決定をいただきました議案第３号四万十町基金条例の一部を改正する条例におきまして、新たに設置をされました基金への積み立てを財産管理費に計上をいたしております。

過疎債ソフト事業活用のための過疎地域自立促進産業振興基金へ２億１，３８０万円、児童・生徒への支援拡大と図書機能の充実並びに雇用対策としての光をそそぐ交付金基金へ１，７００万円をそれぞれ積み立て、来年度以降の事業へ活用を図っていく予定であります。

なお、過疎地域自立促進産業振興基金につきましては、１２月定例会におきましてご決定をいただいております四万十町過疎地域自立促進計画書の１５ページ、過疎地域自立促進特別事業に要する経費として過疎債を活用した積み立てでありまして、光をそそぐ交付金は国補助金の住民生活に光をそそぐ交付金を活用して積み立てるものでございます。

次に、企画費には、ホビー館のオープンに向け、関係機関との調整の中で整備内容等広告関連の追加変更が生じたことなどから、その経費を追加計上させていただいております。まず、工事費関係であります。駐車場支持壁の安定計算変更による増加工事費１３

2万9,000円を計上するとともに、計画当初は設置予定ではなかった空調設備を昨年の猛暑、あるいは厳冬対策などに配慮する必要があるという結論に至りまして、今回その設置費用1,134万円を新たに計上をいたしたところであります。さらに、館内備品等の管理面から警備機器も取り付けることとし、工事費に135万2,000円も追加計上いたしました。

また、誘導看板におきましても県道改良工事の進捗状況なども考慮をいたしましたが、オープン前に設置することが有効的であると判断をし、打井川駅からホビー館までの間に6基を設置する予定として、その制作委託料300万円を計上したほか、JR四国から外装、内装を海洋堂のフィギュアとホビー館四万十をイメージしたラッピングで飾った列車ホビートレインの企画提案もあり、宣伝効果と、また、予土線の利用促進を図るため、1日1往復走行する予定で導入することとし、その広告委託料として375万円も計上し、四万十町全体の観光アピールにも役立ててまいりたいというふうに思っております。

4月29日のオープンと同時に、さらら大正を中心にホビー館企画展も開催される予定で、フィギュア展示用備品購入費300万円も併せて計上させていただいております。

なお、オープン後の企画や管理運営の詳細などは、3月の定例会におきまして改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、国の補正予算で創設をされましたきめ細かな交付金並びに住民生活に光をそそぐ交付金についてご説明を申し上げます。

国の緊急総合経済対策の中で、地域の活性化ニーズに応じ、地域の目線に立ったきめ細かな事業への支援でありますきめ細かな交付金と、住民生活にとって大事な分野でありながら、光がこれまで十分当てられてこなかった分野に基づく取り組みへの支援として、住民生活に光をそそぐ交付金がそれぞれ盛り込まれ、地方において地域活性化等の速やか、かつ着実な実施を図ることを目的とされております。

両交付金の有効な活用にあたり、住民生活の安心・安全な確保を初め、近い将来に必要な事業の前倒しを行うことで、切れ目のない地域経済への刺激と将来の財政負担軽減が図られること、また、単年度限りの財政支援にとらえ、県の補助金も有効活用し、重点的に推進すべき内容を補正予算に計上したところでございます。

予算説明資料にも掲載もいたしておりますが、まず、きめ細かな交付金事業の内容からご説明を申し上げます。

民生費の老人福祉費には、特別養護老人ホーム組合施設のスプリンクラー設置と空調設

備の更新費用に係る分担金4,696万円を、老人福祉施設費には、大正生活支援住宅、大正老人福祉センター並びに十和高齢者生活福祉センターの老朽化した給湯の設備や空調設備などの更新費用4,240万円をそれぞれ計上し、施設を利用する高齢者に安全で安心な福祉サービスの提供を行います。

児童福祉費では、保育所の安全・安心な環境づくりのため、老朽化した私立保育所改修工事に係る補助金472万5,000円を児童措置費に、施設の修繕工事や安全な遊具購入費496万2,000円を公立保育所費にそれぞれ計上し、保育サービス基盤の環境整備を図ってまいります。

衛生費の診療所費には、大正診療所における高度医療、救急医療への迅速な対応を強化するため、高知医療センター等と連携した遠隔画像診断システムの更新費用357万円を繰り出し金として措置いたしました。

続きまして、農林水産業費でございますが、農業振興費におきましては、江師農林水産物集出荷加工場の販路拡大に向けた野菜等の加工処理や労働環境の改善を図るため、施設内の空調機設置や場内舗装工事費など合計1,350万円を追加計上したほか、12月補正予算で計上しました四万十農業協同組合への近代化施設整備事業補助金、同じく農地費に計上済みであります、小規模農業水利施設保全対策事業へ交付金をそれぞれ充当し、財源の変更も行っております。

林業振興費では、地元産材を活用した建築物の普及促進を図るため、木材供給基地の拠点として森林組合が行う貯木場の舗装整備事業への補助金1,482万1,000円を、林道維持費には、林道の危険区域解消を図るため、12月補正で計上しました県単独事業の林道保証工事費追加分400万円を計上もいたしております。

商工費の観光費には、魅力ある観光地づくりと観光施設の利便性の向上を図るため、観光施設の修繕費、工事費及び備品の購入費、合計で890万2,000円を計上するとともに、12月補正で計上をいたしております観光案内看板設置工事費と川舟下りテラス補助金を交付金対象として追加措置をしております。

土木費の道路維持費では、住民の安全な通行を確保するため、老朽化した側溝や舗装等の改修を行うため、補修工事費7,000万円を追加計上し、町道におけます交通の安全を図ってまいりたいというふうに思っております。

消防費の防災費では、野外告知放送の難聴地域解消に向けた防災スピーカーの拡充と改修を行う費用1,340万9,000円を追加措置し、地域防災対策の強化を図ってまい

ります。

最後に教育費では、老朽化した施設や設備の改修と、翌年度以降の計画でありました空調機器設置の前倒しを行い、安心して快適な教育環境の整備を図るため、小学校費の学校管理費に1,784万5,000円、中学校費の学校管理費に621万2,000円をそれぞれ計上をいたしました。

以上がきめ細かな交付金事業の概要でございまして、交付限度額2億5,897万円を活用した今回の補正額は2億5,130万6,000円となり、12月補正予算を合わせますと、事業費の総額で3億3,725万4,000円となったところでございます。

続きまして、住民生活に光をそそぐ交付金事業の内容について、冒頭の基金積立事業以外についてご説明を申し上げます。

民生費の老人福祉費では、高齢者の現状やニーズを把握し、今後の必要事業の検討や計画づくり等を進めるためのアンケート調査費用と、保健師等によるきめ細かな高齢者訪問活動を実施するための公用車2台の購入費合計で500万2,000円を計上しており、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる取り組みを推進してまいります。

教育費では、高知県学校図書館図書整備事業費補助金を活用した学校図書購入費を小学校費の教育振興費に1,122万円、中学校費の教育振興費に273万6,000円それぞれ追加措置し、児童・生徒の読書習慣の確立や学力の下支えとなる知識と情報の活用能力の育成を支援してまいります。

また、図書館費では、未整備である寄贈図書や蔵書の適切な保管管理のため、収蔵用除湿機と本棚の購入費328万4,000円を計上するとともに、新たな図書の購入費400万円による充実も図りまして、住民ニーズに即した供給と住民の知的財産の継承によります知に基づく地域づくりの推進も図られるものというふうに思っております。

さらに、基金への積立事業であります司書補助員等の雇用により、図書館の蔵書と学校図書の整理や多様な分野へのサービス向上にもつながるものと期待もいたしております。

以上が住民生活に光をそそぐ交付金事業の概要でございしますが、1次配分額2,808万円を活用した光をそそぐ交付金基金への積み立てを含む事業費は、4,349万9,000円となっております。

なお、今交付金につきましては2次配分が予定をされておりますが、現在その詳細は未定であります。

両交付金事業を有効的かつ効果的に推進するに当たりまして、翌年度への繰り越しも可

能となっており、平成２３年度予算との継続性、切れ目のない地元業者への発注など、地域への配慮も行う必要もあります。

また、早急に取り組む事業もあることなどから、翌年度への繰越明許費につきましては、改めまして３月補正予算にてご提案をさせていただきます。

以上が歳出の主な内容でございまして、歳入におきましては第１表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

今回の補正では、一般財源として普通交付税５，９２５万９，０００円を追加しております。普通交付税決定額に対する予算計上との差額、留保的財源は８，０１６万１，０００円となっております。

以上の結果、一般会計の今回の補正額は歳入歳出それぞれ５億３，５３０万円の追加計上となりまして、累計の予算総額は歳入歳出それぞれ１５億１，９３０万円となっております。

最後に、第２表地方債の補正であります。過疎対策のソフト事業分１億８，０００万円を追加して限度額の変更を行ったものでございます。

以上、ご審議の上、よろしくご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１５番下元昇君。

○１５番（下元昇君） ２点ほどお伺いをします。

説明資料の７ページ、先ほど、町長のほうから提案理由の説明がありました農林水産物の加工場、江師の加工場の件ですけれども、このいわゆる事業の中の説明を見ますと、販路の拡大に取り組む中で販売先、取引先からの要望により、「冷凍食品への加工に対応する必要が生じた」とあります。

そこで、場内の舗装の２２６万はさておきまして、残りの１，１２４万円が計上されておりますけれども、この施設、当初は零細な企業から、いわゆる系統出荷できないような方々、あるいは車に乗ってＪＡ等へ持っていけない、そういった小規模な農家に対する対策で、当初はそういった方々から集めた農作物をボイルして、それで少しカット野菜にして冷凍して出荷すると、そういった計画でお伺いをいたしておりました。これは、こういったふう取引先のほうから具体的に冷凍食品への転換をしてほしいと、いわゆる冷凍食

品の商品が欲しいと言われて、新たにこういった1, 124万かけて設備をしるということだと思いますけれども、まず、その点、こういった商品を相手さんが具体的に欲しいと、そういうことで、今までの設備では対応できないから、こういったものを施設、具体的にまずお伺いをします。

それと、この施設は当初から西部地区といいますか、大正・十和、こちらのほうの農家を主に対象として、先ほど申し上げましたJAのほうに系統出荷ができない、いわゆる少ない農作物しかつくっていない近所の方々を対象にしてやるということで、契約農家が、はっきり数字は忘れましたが、二十数戸あったように覚えておりますけれども、現在の状況、契約農家数の大正・十和、いわゆる西部地区、それから窪川のほうからも農産物が行ってると思うんですけれども、そこらあたりの契約農家数を、まずこの2点、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、ここの施設の冷凍食品の、こういった内容のものを冷凍食品にするかということでございますが、これは昨年ですが、菜花の取引ということで販路先と交渉しております。そんな中で菜花が8cmカットの花芽部分を日量250kg出荷をするということで契約をしております、生産農家から日量約600kgの集荷を行っております。そうするうちに商品として出荷できるものが3割、下処理しますので、3割が商品としてできて、残り7割が破棄という状態になりました。

そういったこと等から取引先と協議をしました結果、残りの葉の部分に対しまして、四十花菜として冷凍食品をしてはというようなアドバイス等もいただきまして、そういう方向で計画することになりました。そういったことで、破棄する部分の、日量約300ぐらいが破棄される量ということでございまして、その分を一時保存しておくということで冷蔵庫が必要になったということでございます。

それともう一つ、契約農家数でございますが、地区別にはちょっと押さえてないんですけれども、現在のところ、団体としては2団体が入っております。それと、個人的に利用しておる農家の方が32名ということになっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 15番下元昇君。

○15番（下元昇君） はい、わかりました。

相手方が全部、7割程度捨てるのはもったいないから、それも加工してということで、加工製品として、加工冷凍食品で出荷販売すると、そういうことですね。はい、わかりました。

今、それで契約農家数が、現在32名の方と契約されたということですが、今日の議会ですけれども結構ですけれども、このいわゆる西部地区と窪川地区の内訳、それとある程度、去年の12月の定例会でもお伺いしたんですけれども、売り上げそのものは大体概ね順当に行ってるという答弁いただきましたので、この売り上げについても当初は、22年度はたしか三千何百万だったと思うんですけれども、そこらあたりの推移、途中で構いませんので、もし、後ほど結構ですんで、またお知らせをいただきたいと思います。

それから、こういった、ある一定この加工施設は、これは町長のほうのお考えもお伺いしたいんですけれども、昨年、町長が東又の農大のほうに大型の加工施設も今後設置していきたいというお考えをお伺いしておりますので、そういったことにも関係するんですけれども、ある一定の事業計画がある中で補助金出して、当然自己負担もある一定はあるんですけれども、そういったいわゆるこれからますます加工が必要になってまいりますので、こういった加工施設というのは増えてくると思うんですけれども、当初の計画と途中で、これは先ほど課長答弁にもあったように、相手方があることなんで、ある一定、物を買ってもらうにはいたし方ないかなと、これは理解しますけれども、それがすべてで、向こうさんがこう言うからすべて補助金のほうで賄うのはいかがかなという気持ちはございます。

こういったことをやっていくと、ほかのところにも、今、去年はほかの新しい無農薬とかそういった関連の加工施設も増えてまいりましたんで、その商品を、こんなものを当座売りたいけども、相手のニーズによって変わった場合の、いわゆる施設の変更が必要になりますので、そこらあたりをどういった判断で、これやったら、また引き続き補助金を出していこうとか、そこあたりの線引きが今後とも必要に、明確にしなければならないというふうに私は思いますので、そういった町長の、もし、今後のこともありますので、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） お答えをさせていただきたいと思います。

この江師の農林水産物集出荷加工場につきましては、今、町が現在計画をいたしております東又の加工場と、それと連携をするものでございまして、窪川地区には東又に加工場

を置いて、十和・大正地域にはこの江師の農林集出荷の加工場、それを中心として、先ほど、例として出ましたいろんな農産物の生産流通に乗らない部分、それを加工して現金化を何とかしていきたいという思いがございします。この2つの施設につきましては、そういった意味では連携をして、これから取り組んでいってもらいたいと思っているところでありまして、町の中心的な加工所として位置づけてまいりたいというふうに思っております。

これ以外のいろんな地域での取り組みがあるわけですが、それにつきましては商工業の振興条例等ですくえるものについてはすくってまいります。いずれにしましても、やはり自立ということ、あるいは利用料によって自立をしていただく、それが将来の基本的な町としての思い、考えでもございします。そういった意味では何年間か様子を見る必要もございしますが、将来的にはこの利用料で施設の運営を賄っていただくと、建物だけを町が提供していく、そういった考えで行きたいと思っております。中心的な施設ですので、町としてもこれからも支援もしてまいらなければなりません、基本的にはそういう考えで対応してまいりたいと思います。

それ以外の個人で頑張っておられる、そういったものにつきましては、先ほども申しましたように商工業の振興条例等で対応できるものについては対応してまいりたいと思ひますし、国・県の補助制度、そういったものも精いっぱい町として努力をし、活用もさせてもらいたい、そう思っております。

○議長（宮地章一君） 15番下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは最後に、この加工場の建設に当たって、昨年の3月議会で私、一般質問をさせていただきました。その中で、こういった大型の施設なんで、公的な組織、いわゆるJA、そういった組織も参画をしてやるべきじゃないかという質問に対し、当時の前田前町長がある一定期間というふうに言われたかな、はっきり何年先にはというふうには答弁をされなかったというふうに記憶しておりますけれども、必ずJA四十、そしてJA高知はたに入ってくださいという答弁をいただいたと思うんですけれども、そのことについて担当課長、今後取り組む方向性として前田前町長が言われたように、公的な組織がこういった大型の施設には入っていくべきなのか、あるいはそれぞれの事業所でやっていくべきなのか。前田前町長の答弁との整合性もありますので、これは町長のほうでも結構なんですけれども、そこあたり、公的な組織との連携、こういったことをどう考えているのか答弁願ひます。

○議長（宮地章一君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

昨年３月議会のほうで前田前町長のほうがＪＡの参画の方向性ということでお答えをした経過があることは承知はしております。

今現在のところ、ＪＡとして部会、ＪＡ四万十であればサトイモ部会、それから大正であればアグリショップ四万十がＪＡの下部組織いいですか、そういった組織の中で実際、農作物等は入れらしてもらってまして、一定のそういう取り組みはなされてますが、組織としてはまだ今のところ参画はしておりません。

といいますのは、なかなかＪＡとしても長年の系統出荷という流通体系というものありまして、今回取り組んでおるのは直接販売先等の確立とか、それから流通体系にしても集出荷の仕方が全く違いますので、そういった面ではなかなか一長一短には行かないと思っています。むしろ反対に独立して、中山間の小規模高齢農家を救うためのシステム、流通体系とかいうものは独自にやっていったらいいのかもしれない。そこら辺、また含めて、ＪＡも系統出荷でやっていますので、お互いに連携できるところは連携しながらやるというふうな方向も考えていかなければならないと思っておりますので、今後また協議の場を設定したいというふうには思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

５番中屋康君。

○５番（中屋康君） ２点ほどお伺いというか、説明をいただきたいです。

予算資料のまず４ページです。４ページのこの一番下の高齢者の福祉施設整備事業で予算を、補正をつけられたということです。

この件については、この中の項目を見ますと、昨年９月に私、一般質問の中でこれ、あおぞらの施設についての空調設備がないと、エアコンがないというようなことでお諮りをして、実施をされるということで大変ありがたいんですが、この５００万なり、それからそのいわゆる支援住宅の中にどういう形で仕様ができ上がるのか、そのあたりのところと、それからその下に、続いて各福祉センター、それから生活福祉センター約２，３００、約１，２００万、これはボイラー関係だとは思いますが、そのあたりのいわゆる修繕改修内容をちょっとお伺いしたいのが１点です。

それから、もう一点。ページ数で言うと13ページです。きめ細かな交付金の関係。防災通信施設事業ということで、要は防災スピーカーの設置の関係で改修をしたいということです。これ、各地域で設備をされて、実際に難聴というか、聞こえないという箇所が大変多ございました。各地域からの恐らく要望で調査をされてるということであろうと思うんですが、町内9カ所、それから改修が町内7カ所といったところですけど、これは全町にわたっていわゆるアンケート調査をして、実施をして、これで全部カバーをできるかどうかという予算になってるかどうか、その2点を伺います。

○議長（宮地章一君） 山川健康福祉課長。

○健康福祉課長（山川明彦君） 高齢者福祉施設整備関係の施設ごとの整備内容について説明させていただきます。

まず1点目が大正生活支援住宅整備工事ですが、これについては老人が入居している各室のエアコンと食堂等におけるエアコンの工事を入れております。

2点目の大正老人福祉センター整備工事。これについては建築から20年ほど経っておりまして、空調についてももう修理ができないような状況になっておりまして、1階部分だけの空調について取りかえ工事を行う、また、ボイラーについても建築当時からそのまま今まで使っておりまして、もう修理もできない状況でありますので、ボイラーと、あと1点、自動ドアの整備の3点を老人福祉センターでは行うように予定をしております。

また、十和高齢者生活福祉センター整備工事におきましては、ここについても建築から15年ほど経ちまして、ボイラーがもう整備しなければならない状況になっておりますので、ボイラー工事。ここについては大正老人福祉センターとは違う方式で、電気の給湯機とガスを併用した形で使用数量も多いということで、こういう計画で入れております。維持費については、電気のほうが5年ほど経った場合にボイラーよりは劇的には安くいくという形で、こういう形の設計で予算を組ませてもらってます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口寛君） 防災通信施設整備工事費の件についてお答えを申し上げます。

今回の補正につきましては、これはまず窪川地域の改修工事でございます。昨年、区長会で説明を申し上げまして、それと区長文書によりまして区長さんのほうに難視聴、不可聴の地域について申請を上げていただきました。その中で、申請が上がってきました地区

について調査を行いまして、その解消方法、ここにありますようにスピーカーそのものを新設をする場合とか、それからスピーカーを増設する、あるいは方向だけを調整すれば何とか聞こえるのではないかと、そういう対策を調査をいたしまして、今回、補正計上させていただいたところでございます。

設置が早かった窪川地区について第1弾として調査を行ったわけございまして、順次大正地域、それから現在工事を行っております十和地域につきましても設置後、少し期間が経ちましたらまた調査を行って、不可聴地域がございましたら、それに対する対応をしていきたいと考えております。

また、窪川地域につきましても、一たんこういう改修をしましても、調査については引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 5 番中屋康君。

○5 番（中屋康君） 今、防災スピーカーの関係ですが、対象は窪川地域ということですが、現実、今、大正地域・十和地域でもそういう聞こえないところあるわけですし、そのあたりのことについてのフォローというか、そのあたりは今からどういう考え、計画というか。いわゆる段階的にやっていくのか。今回窪川、次は大正・十和という。そういうところの予算づけでやっていかれるのか、そのあたりをちょっと聞きたいんですが。

○議長（宮地章一君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口寛君） 当然、段階的には調査をしていきたいというふうに考えておりますけれども、予算の許す限り早急に対応はしたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

4 番岩井優之介君。

○4 番（岩井優之介君） 本庁舎建設事業についてですけれども、駅前のわずかな土地の購入の事業を提案して、全体像が一気に見える内容が提案されたような感じがしておりますけれども、全部質問してもいきませんけれども、要するに町長が言っておりました町民に親しまれる、あるいは利用される、そういう庁舎を目指したいと。ワンストップサービス、1カ所ですべてのことが用が足りる、そういうふうなことも当然いろんなこれまでの審議会、その他で出されてきたと思うんですけれども、このような形で構想が一気に出ますと、恐らく町民のいろんな各階層から思いがたくさん寄せられるんじゃないのかなと思います。今後、そういう町民に親しまれ、愛されるような、どう言うか、庁舎にしているためのアイデアをどのように集約していくのか、それについてお聞きしたい。

それから、先ほどの中屋議員の質問で、防災スピーカー、非常に難聴地域が多くて、どこを歩いてもそのことが話題に乗ったんですけれども、かなり住民の要望、区長会を通じて吸い上げられたと思うんですけれども、しかし、それにまだ乗らない地域がまだまだあるんじゃないでしょうかと思いますが、今後そういうことに対してのきめ細かな対策、もう一度対策を呼びかける調査をする必要があるんじゃないでしょうか、その点についてお聞きします。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

先ほどの庁舎、今から町民の方から幅広くいろんなご意見もいただくということで、そういったアイデアをどう集約をしていくかというご質問でございます。

これから、来週ですけれども、まず初めに窪川地区で公聴会を農村環境改善センターのほうで実施をいたします。翌日には大正総合支所、水曜日には十和総合支所のほうでも公聴会も開催をするところです。併せて月曜日から意見公募手続のほうも開始をしたいと思います。これから庁舎基本計画の原案についてホームページのほうにもアップをしていきますので、恐らくいろんな方のご意見がいただけたと思います。そういったご意見につきましては、これからの最終的な基本計画、そういったところにも反映できる部分については反映をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、昨年設置をしております町民代表の調査審議委員会ですけれども、こちらについても来年度複数回の会議を予定をしておりますので、こちらのほうでもご意見は伺いたいというふうに考えているところです。

○議長（宮地章一君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口寛君） 防災スピーカーのことをお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、去年調査をいたしました調査は、全区長さんに対して文書を差し上げまして、要望をとったところでございまして、第1回目はそういうことで調査をいたしました。

ただ、個人的にといいいますか、どうしても聞こえにくい、あるいはすぐうるさいというような苦情も総務課のほうにも何件かはいただいておりますのでございまして、その解消については今後も、改修をした後でも引き続き調査は行っていつて、それこそきめ細かに対応をしていきたいというふうには考えております。地形でありますとか、地形の関係でハウリングを起こして、なかなか聞きづらいとかいろんな状況がありまして、すべての

家庭でなかなかクリアに聞こえるというような設備になるのはなかなか難しいかも知れませんが、できる限りそういった対策をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 11番林健三君。

○11番（林健三君） 2点ほどちょっと聞きたいと思います。

予算資料の1ページにあります、2款の1項1目の中にあります庁舎の関係でございます。町長にこの辺は聞きたいと思っておりますが。

合併いたしまして、18年の3月20日に合併したと思います。特例債というのは10年間の約束じゃったがではなかったかなと思っております。それで、27年の3月20日までということ。なぜこのように、早うに急いだが、予算的なものが。

先ほど政策監のほうからも話がありました。意見公募してやると、そして公聴会を3回ぐらいやるような話をしておりますが、大正・十和・窪川ですかね。私は意見公募を先して、予算計上するのが本当じゃないかと思っておりますよ。いろいろな面で、確かにその駅前、確かに利便性はあると思います。中でもこの資料を見ますと、緑林公園と2案あったわけですが、それで12名が、そういう緑林公園にしたらええという案が出ちゅうように書いておりますが、何でこれほど早うに、急いでやらないかんのか、その点、1点先にお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この場所の決定につきましては昨年1年間、議会の庁舎建設等特別委員会のほうからも検討いただきまして、11月の臨時会でも提案もいただいたところでございます。それから、住民代表によります審議会も議論も重ねてまいりまして、それも12月の初めに意見書として提案もされました。それまでも数々の協議等も行ってきました、本来でしたら12月の定例会におきまして、私としまして位置の決定の公表も行いたいと思っておりましたが、町議会の選挙もありました関係で今日に延ばさせていただいたところでございます。住民の方々の意見が十分出尽くしたかと言われれば、まだ不十分な面はあろうかと思っておりますけれども、これまでいろんな手続も踏まえまして、そういった意見集約も行ってきたというふうには思っております。

合併特例債が合併後10年という期限がありますので、厳密に申しますと平成27年ということになろうかと思いますが、それぎりぎりまで延ばすということではなくって、あくまでもその事業には余裕を持たし、この事業が完了した後で、また必要なものがあれば

合併特例債を使用して追加の工事等も行う必要も出てこようかと思います。そういった期限も踏まえた上で、平成24、25ということにさせていただきました。

なお、この年限につきましてはそれぞれの地域審議会にもお諮りをして、平成25年に竣工と、完成、その答申もいただいているところでございます。

また、ご承知のように、この本庁舎につきましては非常に耐震度が低くございまして、仮に2、3年以内に南海・東南海地震が来るとすれば、倒壊の恐れがございます。非常に危険な建物ということで、先にこの隣の農業委員会、企画が入ってございました分については、もう既に職員を退去させております。しかし、この本庁舎からはそういうわけにはまいりませんので、今ここで事務を行っているわけでございますが、そういったいつ南海・東南海地震が起こるかわからない状況の中で、やはり防災の拠点となりますこの庁舎についてはなるべく早く整備をして、防災対策も行っていくべきであろうと思っております。平成24、25の2カ年についての建設は、私は決して早いとは思っておりません。

○議長（宮地章一君） 11番林健三君。

○11番（林健三君） 今、町長のほうから意見がありましたが、それは、確かにここの庁舎の問題については耐震化の問題があると思います。

だけど、その辺は駅前案という、執行部の駅西・東の案ということで提出しておりますが、もしここで、今日予算が出ておるわけですね。これは、多分この議会の中で通るか通らんかは、今日決定した場合にはほとんどここで、何ぼ意見の公募をしても、これはもう決定じゃないですか。いや、それで町民の意見を全然、僕はあんまり聞いてないような感じがするんですよね。公募を先やって、後で、その意見を聞いた上で予算化してくるいうがやったらわかりますよ。先にまいゆうような感じがして、僕は妙に納得がその辺がいかんがですよ。

言うたら、僕は駅前反対いうがじゃないですけど、一応、淡路、それから新潟地震においても駅前のほうは全部やられて交通面は寸断されてしまうがですよ。だから、空輸、空からのあれ、物資運んだりするのは多分その辺の、駅前のほうじゃと降りれるところがないですよ、だれが考えたか、常識的に。私は緑林じゃったら中学校の校庭がある、高校の校庭がある、それを多分利用すると思えば、避難場所も、多分体育館のほうへ避難すると思えますよ。その辺の意見をもう少し集約して予算化してもらいたかったなと思っておりますが、その点、もう一遍町長に聞きたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 住民の意見を十分聞いたかどうかということにつきましては、先ほども申しましたように、住民代表によります審議会、そういったものも開催もし、また、地域審議会にも諮った上で決定もしたところでありまして、その時期を十分とればとるほど、かえって位置の決定について住民の間で混乱を巻き起こす必要もありはしないかなというふうにも思ったところでございます。

それと、その場所につきましては確かに防災上、ヘリポートが必要ということも考えられるわけですが、今の窪川駅西・東の複合案につきましては、行政報告の中でも申しましたけれども、すぐ近くに警察があり、そして消防署も近い。事あるときに、災害が起こった場合の連携体制、そういったものは私は緑林公園よりも駅前のほうが優れているというふうに思っております。

ヘリポートにつきましてはこれから検討しなければなりません、例えば、災害時にJAの駐車場、そこらあたりも利用できないか、そういった可能性も探る必要もあると思いますし、今では金上野が町営のヘリポートとして活用もいたしております。災害が起こった場合にすぐ近くにヘリポートがあれば、それはベストでありますけれども、金上野も近いわけですし、そこらあたりとの連携もできるのではないかなという判断もしているところでございますが、とにかくヘリポートについてはこれから、先ほども申しましたJAの用地、あるいは農村環境改善センターの駐車場であるとか、そういったところも視野に入れて検討をしていく必要もあろうというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 1 番橋本隆成君。

○1 番（橋本隆成君） 町長がさっきから住民の代表代表と言うけど、どうやって代表を決めたか教えてください。こんなに町議会議員みたいに選挙でなったやろうか、それとも委嘱だけで代表ですか。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） 昨年設置しました庁舎建設調査審議委員会ですけども、町内の各種団体の代表、例えば、地域審議会の代表であるとか、商工観光の代表者さん、それから区長の代表者さん、そういった委員を町長のほうが委嘱をして決定をしたところでございます。それから、公募委員が4名ということでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑ありませんか。

8 番緒方正綱君。

○8 番（緒方正綱君） 関連の質問になりますので、続いて町長にお伺いをします。

用地の取得の補正が出ておりますが、先ほど林議員のほうからも急ぐ必要があるのかという質問がございました。町長の答弁では、いつまでも長引かせてもいけないと、町民の混乱を招くということですが、私はもう少し時間をかけて精査をして。

ただ、この説明資料で駅前周辺と、それから緑林公園と2案を出されておりますが、これについても説明があまりにも単純といいますか、比較ができないんですよ。平面図だけで、どういうふうに皆さん、庁舎ができていこうかという頭の中というのが見えておりますか。そして、例えば公共交通とか、そのアクセス道路、これも1点だけしか考えておられないようで、もっといろんな角度からの、駅前から例えば学園通りを通って来るとか、そうすれば勾配がもう少し緩やかになるとか、それから交通の利便性が悪ければ駅前からのシャトルバスとか、そういうのは多分検討もされているはずでしょうけど、一気にここへ来て、用地の取得で場所を決定をするというのはちょっといかがなものかと思いますが、町長、答弁願います。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

予算資料の17ページのほうに駅西・東の案と緑林公園案ということで比較資料を使用してるかと思います。議会の特別委員会では、この資料に基づいて数回説明をさせていただきました。特に緑林公園につきましては進入路が必要でございますので、進入路につきましても全部で6案検討をしたところなんです。最短で約100mの進入路が必要でございます。そうしたときに勾配が約10%必要になってきます。大変な急勾配といったこともありますし、さらに勾配を緩和するために、延長を延ばして5%に落とした案とか、トンネルの案、6案を検討をしたところなんです。

概算事業費として6億5,900万円から11億円というふうにありますけども、それぞれトンネルであればm当たりの単価が400万余りします。それから、山手を造成することになりますと切り土も大変大幅な土量が発生をします。それからご指摘の、いわゆるバス等を緑林公園に回していく、こういった案についても町民代表の委員会、先ほど申し上げました議会の特別委員会のほうにも説明をして、金額面での比較検討等については資料の提出をさせていただきまして、執行部としまして最終的に駅の複合案というところに結論を得たところでございます。

○議長（宮地章一君） 8番緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） もう一度聞きます。駅前からのアクセスというものは検討された

んですか。今現在のこの資料では山手線からのアクセスになっておりますわね。それで、これは、当然10%という勾配というのは生じてくるわけですよ。でも駅前からということになると現在の学園通り、これを利用していけば、今の現状を使っていけるという実情があります。それも検討をされたのかどうかということです。

それと、私が議員になってからずっとその新開町の急傾斜地、危険地域がずっとございます。何年か前に議員になったときやったと思いますが、崩落をいたしました。あのときにあそこあたりを中段ぐらいまでカットできれば、あそこの結局、何と言いますか、危険地域も解消できるんじゃないか。現在のままだし例えば地震なんかでつえた場合に、崩落をした場合に山手線を通り越して吉見川に流れて、土砂が流れ込んで、そういうことになる。吉見川のあの土木のあたりから一帯、上流側は例えば水没をするという恐れも昔はあったわけです。そういうことなんかも検討されたのかどうか、いま一度お答えを願います。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

駅前からのアクセス道路ということでございますが、資料17ページのほうに図面がありますけども、その部分については検討をしておりません。緒方議員が言われる部分がちょっと理解しかねるところがあるんですが、ルートの。駅前からの、はい、ルートについては検討をしておりません。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 新開町の急傾斜地を、がけ崩れ対策とともに、そこがアクセスの道路にならないかということでございますが、あそこを切るとなったら、先ほど森政策監のほうから説明差し上げましたサンシャインの東側から抜ける道よりももっと切り土が出てくるのではないかなと。急傾斜地の危険がありますので、非常に勾配も高いわけですから、切り取る勾配、そういったものから見ても、なかなか実現不可能な話ではないかなというふうに私は思います。

○議長（宮地章一君） 8番緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） いや、今、町長、ちょっと勘違いをしております。新開町を切ってそこをアクセスにするんじゃなくて、山手線の今フリーフレームと言いますかね、のり枠やってますわね。あそこら辺をある程度の高さまで全部切り降ろして平地にして。

それで、私の今考えるというには結局庁舎だけの問題じゃなくて、将来公共施設を一気

に、一気にということはないですけど、集めたい。庁舎だけでなく、いろんな公共の施設を集めて、そしてまた数年後には高速道路も窪川まで延伸をしてまいります。高知市内までの通勤というのも可能になってまいります。宅地造成なんかも余った土地でできれば、そういうことなんかも含めた上で、庁舎だけの問題じゃなくて、そういうところを考えて、今すぐに結論を出すというのは早急じゃないかと申し上げているんですが、どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

緑林公園案になりますけれども、コーポ渡辺さんのところのすぐ上に用地造成を計画した案については検討をしております。その際、約8,000㎡の用地が確保できます。敷地が確保できます。この際の概算事業費が約5億7,200万円というふうに事業費の概算比較もさせていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） お知らせをいたします。

本日の会議時間は議事日程の都合によりあらかじめ延長します。

答弁はもういいですか。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 山を切り取って宅地の造成をするということになれば、先ほど政策監が申しましたような6億近い費用も新たにかかってまいりますし、あの土地につきましては民有地もまだ残っておりますので、その買収の問題とか、そういったことも生じてくるということで、当初計画、協議をした段階でもそこは適地ではないというふうに候補地から除外をした経過があるのではないかなというふうに思っております。

これまで議論されてきましたのは、この現在の庁舎の位置と、そして窪川小学校、また緑林公園、そして窪川駅西・東、そこを重点的に候補地として議論もしてきたところでございまして、あの山を削って造成をしてということについては、その前の段階で、既に候補地としては適当でないという結論が出た経過があると思います。

○議長（宮地章一君） 9番橋本保君。

○9番（橋本保君） 関連してですが、それこそ今いろいろ質疑が出ているわけですが、やはり皆さんが言われていることは、少し手順が前後してるんじゃないかということをやられているんじゃないかというふうに思うわけですが、この工程表を見ると、3月に基本計画の説明、議会への提案ということになってくるのではないかなというふうに思いま

す。その中で、前段としていわゆる公聴会、あるいは意見公募、こういったものを済まして、その後に提案という形になってくるわけですが、手順としては。その手順の中で、こういう今回土地の購入ということで184万4,000円という形が出てきたわけです。

そういうことは、つまり既成の事実を一つ一つつくり上げながら、いわゆる議会提案というふうな形になってくるんじゃないかなというふうに思うわけで、その辺の手順がちょっと疑問だなというふうに思っているんじゃないかと。自分もそういうふうに思いますので。なぜ今の時期なのかと。3月にこういったことを説明をしながら、この土地の購入も3月にしたらよかったんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のことを説明していただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまで庁舎の位置につきましては、私も去年からずっと、12月の定例会において、町長としての最終的な考え方もお示ししたいというふうに何回も申し上げてきた経過がございます。

それから2カ月が経過をいたしましたわけですが、先ほども申しましたけれども、平成24、25の2カ年で庁舎を建設するということになれば、そこからずっと前へ実施設計であるとか基本設計であるとか基本計画であるとかいうことを繰ってくれば、去年の12月あたりが私はやはりその位置の決定については、執行部並びに議会のほうも、執行部として議会のほうに提案をして、それで結論を出して、それからそのスケジュールにのっとって行きたかったというふうに思っていたところでございます。時期的に今、非常に2カ月遅れたということで、これからの工程も厳しくなっております。

今回補正予算を出していただきましたのは、町としてここに土地を決めたということで、最終的な意思表示として補正予算を計上させていただいたところでございますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（宮地章一君） 9番橋本保君。

○9番（橋本保君） 町の考え方としては一定そういうことで理解はできるわけですが、住民の側に立つと、やはりそういったきちっと説明責任をまず果たして、その後にやるべきじゃないかというのがやっぱり住民の考え方ではないかなというふうに思いますので、なぜ今の時期の購入かということで伺ったわけですが。3月の、スケジュールが非常に厳しいというふうな答弁であります。そういうスケジュールが厳しいからこそ、やはりそういう住民にもきちっとした説明を、やはり公聴会とか、あるいは公募なんかで説明をし

て、そこへ理解を求めてやるのが本当の手順じゃないかなというふうに思うわけです。その辺も含めて、やはり今後においても、そういったことできちっと説明をしていただきながら進めていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） これまでのこの庁舎の位置につきましては、議員さんからもアンケート調査を行ってはどうかというような提案もいただきましたが、住民代表の調査審議会でも議論もいただきましたし、また、議会のほうの特別委員会でもご協議もいただいて、一定の方向性も見出された中で、そういったアンケートの調査を行うことについてはかえって住民の中、あるいは議会、行政も混乱するのではないかとということで、アンケート調査については行わないという答弁もいたしたところでございます。

この位置の決定につきましては、そういった手順を執行部としては踏んできたつもりでございますが、十分ではなかった面も、もう少し余裕があれば、そういった期間も置いてやればよかったのではないかと。そこらあたりも反省もしながら、これからの基本計画、そして庁舎のあるべき機能、町民に開かれた役場の庁舎、そういったものについては公聴会、またパブリックコメント、そして審議会、そういったもので十分議論もいただいて、住民の皆さんの思い、意見を反映した庁舎づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 16番森健吉君。

○16番（森健吉君） 私は海洋堂ホビー館等の整備事業に関連してちょっとお聞きをしてみたいと思いますが、本当に私は地域でございまして、この事業は大変心待ちにしている地域住民でもあるわけでございます。

そういった中で若干、海洋堂との、年間の入場収入が2,000万を超えているようにここに記載されているわけですが、海洋堂とのこの折半等々についてはいかなる形をとっているのかどうか、まずその点をちょっと聞きたいと思います。

○議長（宮地章一君） 武内大正総合支所長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） お答えいたしたいと思います。

現在ホビー館の入場者数、年間3万人を目標ということで、それでの試算が年間で2,040万円ということでございます。これについては3月議会で提出させていただきます指定管理の中で協定書を調定いたしまして、そこでお示しをできると思いますけれども、現在その協定書の協議中でございます。それで3月議会におきまして正式な書類等そろえて、永年度協定についてもご報告ができると思っております。

現在のところ指定管理を考えておりますので、入場収入、またそれに付随しますいろいろな宣伝とかそういった部分も協定のほうで結んでいきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 16番森健吉君。

○16番（森健吉君） もう一点、オープン式4月29日。この時季には1,400人余りの方が入館されるように記載されておるわけですが、一番私は、課題は、この大方打井川線の県道の整備が一番課題でなかろうかというように思っております。この部分については町長、いかが考えを持っておられるのでしょうか。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 打井川大方線の改良につきましては、この海洋堂のホビー館の計画が立ち上がった段階から、県のほうにはずっとお願いもしてまいりました。県も、知事もなるべく早くという約束はしていただいております、以前から比べると改修工事のピッチは上っていると思いますが、この4月の29日までに全線改修、これは不可能な状況でございます。

今、県のほうに問い合わせをいたしますと、馬之助神社に至る道の奥からバイパスを抜いて、結局今の道路を通行どめにしない形で何とか工事をやっていきたいということも聞いております。それが多分、そうしなければホビー館の経営そのものにも大きく支障が出てきますので、県としてはその方法を考えているのではないかなと思いますが、とにかく一時通行どめにするにしても非常に問題がありますので、県のほうもそれは非常に苦慮しているところでございます。なるべく早くという考えは持っておられますけれども、4月29日に間に合わなかったということで、その代がえ策としてそういう計画もございます。

それで4月29日にホビー館がオープンをしまして、そしたら、そのアクセスの関係をどうするかということでございますが、とにかく車がどんどん入る、あるいは大型のバスが入るようになりますと、とてもあの道では対応できませんので、その連休の間はどこか広い場所を駐車場として、そこからホビー館までシャトルバスで運行する計画で現在準備を進めているところでございます。

○議長（宮地章一君） 16番森健吉君。

○16番（森健吉君） 道路事情についても町長のお考えを示されたわけですが、休校ですか、これを活用、大変地域としては期待をしておるわけですが、ただいま申し上げたように、道路事業が非常に悪いわけでございまして、その分をしっかりと取り

組んでいただきたい。このことを熱望して私、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 先ほども申しましたように、知事もその辺は十分理解もしております、なるべく早くという思いは持っていておりますので、また機会あるごとに町としましても要望も重ねながら、県と一体になって県道の改良工事には取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは時間も大分経過をしておりますが、補正予算の質疑を試みたいと思います。

まず歳入で、今回町長からも説明ありましたように、交付税が5, 900万余り計上されて、留保財源として、まだ交付税が8, 000万近くあるという提案でした。恐らく3月末にはまた特別交付税も加算されてくるだろうと思いますけれども、今後交付税としてどれぐらい算入をされる予定があるのかどうなのか、併せて、じゃ、交付税を22年度中にどうしていくのか、お考えがあればお示しを願いたいというふうに思ってます。

歳出で、1つは、それぞれのあった庁舎の土地購入の件であります、1つは、先に聞いておきますが、この計画でいわゆる合併特例債25億3, 000万余りを充てたいという計画であります、合併をして3月で5カ年が経過をいたします。この間も合併特例債を使った数々の事業があったというふうに記憶があるわけですが、じゃ、このとおりの地方債、いわゆる25億3, 000万余りの特例債を活用するとなると、あと合併協議の中で約45億円余りを特例債として使っていこうという計画が、1つは約束事としてあったわけですが、この計画どおりで行くと、過去の特例債の地方債と含めて計上額がいかにほどになるのか、先にお示しを願いたいと、後の答弁でお願いしたいと思います。

さて、庁舎の問題については段々からさまざまな意見がありました。私はやはり行政としてはこの時期に計上すべきであろうというふうには思ってますけれども、ただ何点か私は聞いてみたいと思うのは、私自身まだ今の段階でも、どちらがいいのかの判断が十分できてません。

1つ私が判断材料にしたかったのは、何事もそうですが、いわゆるA案・B案がある場合に、1つは事業費の問題もあると思ってました。私はそのあたりも勘案しながら今日決定に参加しようかなと思ってましたけれども、残念ながら緑林公園の土地に対しての事業

費が私どもの手元には一切、緑林公園でやった場合にはいかほどの事業費になるのか。附帯工事は示してもらってますけれども、あそこにやった場合にどれくらいの庁舎建設費がかかるのかという点が一切ありませんので、比較のしようがありません。

ただ、それと併せて、非常に駅前周辺ありきということが執行部としては前提で、この問題取り組んできたのではないかなという思いがあるのはね、町長、メリット・デメリットという資料の中にあるわけですね。何ページでしたでしょうか。先ほどは開いてわかってたのですが。窪川駅西・東にやるメリット・デメリット併せて、緑林公園にしたときのメリット・デメリットという、違うか。

（「17ページ」と言う者あり）

17ページ。お借りして、町長、見てくださいね。私、非常におかしいと思うのはね、「窪川駅複合案」、「メリット・デメリット」の欄、見てくださいね。ほとんどすべてメリットです。メリットばかり書いてます、ほとんどが。緑林公園はすべてデメリットばかりです。こういう書き方がいかにこそくな、失礼ですが、考えであるのかいうことですね。

先ほど緒方議員からも質問があったように、アクセスについては考え方がいろいろあるわけです。私も提案しようと思ってましたが、いわゆるデマンドというのは考えられるんです。今22年度の予算で十和地域に、路線バスが入らない地域に2台のバス購入して今、実証してます。23年度は大正に買う計画です。24年度には窪川地域にも買う予定で考えていると思います、企画のほうはね。そういった形でデマンド、いわゆる私が構想したのは、1時間ごとに往復したらいいじゃないかと。取り方によっていろいろ考え方があるのですが、しかしそういうことは一切、緑林公園はデメリットばかりだと。メリットは一切ないという書き方でしょ、これ、だれが読んだって。だからそういう面で、もう少し事業費も含めて、緑林公園ではこれくらいの事業費がかかると。一切ないじゃないですか。

その点では非常に私はね情けない、納得ができないという点と、それと自由通路ですか、1億円かけてやるというがでしょ。当然ですよ、これ、旧大正町時代もそうでしたが、鉄道の上に道を通らすとか橋を架けるとなると、すべてJRの設計、言いなりです。一切行政が関与することはできません。意義ないですよ、はっきり言うたら。だから1億円計上せないかんような、何mかわかりませんが、恐らく100m、200mという道ではないでしょう、自由通路というのは。だからそういった、ある面で私にしては、

デメリットがありながら、緑林公園についてはメリットは一切ないという書き方を、事業費も、緑林公園でやった場合にはこれくらいの事業費がかかりますという参考資料が一切ない。確かに昨年11月の特別委員会では望ましい、西・東がいいだろうという特別委員会の報告がありました。これは議会の報告ではありません。あくまでも特別委員会の委員さんの報告です。だから今日、最終的に私も腹を決めないかんかなと思ってますけれども、対象としてはA案・B案の事業が実際出てないでしょう、緑林公園。それはなぜなのかということ私、お聞きをしたいと思います。その点、しっかりと教えてください。

それと、ホビー館でも先ほども質問あったわけですが、一応年度別の予算の計上がされてます。22年度、今年度ですが、1億8,900万の経費をかけようとしてます。来年度が約4,072万、24年度以降2,460万という計画です。確かに成功させなければならぬ事業ですが、どういう今後支出のあり方考えておられるのか。先ほども森議員からもあったように、2,000万の一応収入を見込んでますが、これで今後、出のほうは収支が合うのか。そこら辺の少し計画を述べてもらわないと、いつまでも2,600万の出というのはどういう形の出なのか、お示しを願いたいと思いますし、もっと細かなこと言えばこの補正の中で、誘導看板等の制作委託料が出てます。これは6カ所ですが、こういった看板を設置しようとしているのか。私が言いたいのは木製品を使った看板にしようとしているのかどうか、基本的な考えがあるのではないかと思います、その点お聞きをしたいと思います。

それと、先ほどもありましたが、9款の防災通信ですが、スピーカーの新設。これ、町長、窪川地域と大正・十和地は前から言いますように、屋外放送というのは認知度が違うんですね、住民によって。大正・十和はずっと以前から屋外告知で聞いてますので、何かあったらすぐに耳に入るわけですが、町長、1月30日に選挙がありました。笑うかもしれませんが、あるお年寄りの方はケーブル持ってません。一生懸命寒い中、いつ発表があるろう、戸を開けながら屋外の放送聞こうとしてたようです。慣れてるんですね。ケーブル見れば、確かに持っている方はケーブルでわかります。しかし、ケーブル持っていない方は、一番身近な選挙の発表が翌朝新聞見るしかないわけですね。

だからそういうことに対して、何で屋外告知が、またここ、出てますが、ただ地震や集中豪雨、そういっただけの放送でこれだけのお金を使うのであれば、例えば地域的にうるさいけん流してくれないところがあるかもしれません。大正・十和でそんな声が聞いたがやったら言ってほしいのは、逆にいろんな情報が欲しいわけです。なぜ、このお金をかけ

たものを有効活用しないことが、非常に私は前から言ってますが、不思議でなりません。放送するのが嫌なのでしょうかね。そうとしか考えようがないですよ。その点、町長、やはり立派なスピーカー施設ですので、できるだけ町民に活用して喜んでもらえるような形で施設は利用してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと大事な問題が抜けてました。町長、今度の庁舎建設に当たって、特別委員会は木造住宅、庁舎を建てるのが望ましいでしたか、ちょっとように忘れました。私もそう思ってます。しかし、町の考えはまだ明らかになってません。基本設計の段階で専門家の意見を聞いて、どっちかにするか決めましょうという考えですよ。しかし、町としては「四万十町は林業立町だ」と言いながら、はっきり言うて町長の姿勢が見えんでしょう。その点、非常に私は不愉快です。どうながですか、町長。できるだけ私は木造庁舎としてお願いするんだと、基本設計をなのか、それとも、フリーハンドで皆さんプロポーザルで適当な絵を描いてくださいと、どっちでもいいですよと、ながでしょうか。国は公共施設はできるだけ木造の施設にしろという通達が出たでしょう。だったら可能な限り、四万十町はシンボルとして木造庁舎を目指すというあなたの姿勢があるやなしにお伺いをしたい。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山脇総務課財政班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） まず、予算書の7ページにございます地方交付税のほうからお答えを申し上げます。

今回の補正、5,925万9,000円の追加をしまして、留保的財源が8,000万余りございます。そして特別交付税ですが、今回12月の半ばに1億7,000万余りを交付していただきました。現在予算計上は4億1,000万程度でございますので、今後3月の半ば程度に最終の交付が予定をされております。特別交付税予算計上の4億1,000万余りですが、5億円余りを見込んでおりまして、地方交付税では2億円弱の留保的財源として今把握をしております。これについては今後3月補正、そして決算対策において普通交付税は計上いたしますが、特別交付税については控えめに計上させていただきまして、実質収支額、いわゆる剰余金として翌年度に繰り越して、半分を財政調整基金に積み立てを行いたいと思っておりますので、今後の3月補正及び決算対策で一部残しておきたいと考えております。

それから合併特例債でございますが、これは12月現在、12月補正現在での見込みで

すが、まちづくり建設事業に係る分については、本庁舎の建設に係る合併特例債 20 億円を含むと 55 億円の計画見込みとなっております。これは本庁舎を 20 億円の合併特例債を使ったとして、発行可能額は 85 億円、3 番議員さんがおっしゃられたとおり、45 億円程度の合併時の計画では、粗で 45 億円程度でございましたが、学校耐震化事業での多額な事業もありまして、本庁舎を 20 億円の合併特例債とするならば、現在ではそれを含めて 55 億円の計画額ということになっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） 緑林公園の事業費が資料として提出をされてないということでございます。大変申し訳ございません。口頭で、先ほど緒方議員からも質問がありましたけども、緑林公園案につきましては全部で 6 案検討をさせていただきました。

まず、A 案としまして、概算事業費で 6 億 5,000 万円余りをはじいております。この内容は、国道 381 号から直近で 120 m の距離で現在の駐車場、緑林公園の駐車場がございすけども、そちらに敷地を約 9,500 m<sup>2</sup>確保、造成した場合の事業費になります。切り土のボリュームが約 9 万 4,000 m<sup>3</sup>ほどになってまいります。

それから B 案としまして、コーポ渡辺さんの上ですけども、先ほど若干ご報告もしたところですが、8,000 m<sup>2</sup>の用地をそこに確保した案ですけども、これについては国道からの進入路が約 120 m ということで、勾配が 10 % になります。

それから C 案ということで、先ほどの A 案よりも若干切り土のボリュームを抑えた案ですけども、敷地面積が 7,300 m<sup>2</sup>確保した案です。この事業費は 5 億 3,900 万というふうに概算をはじいているところです。

それから D 案ということで、進入路の 10 % の勾配を、5 % に落とした案ですけども、この場合には切り土が約 17 万 m<sup>3</sup>ということになりまして、事業費が約 8 億 5,000 万円程度になってきます。

それから E 案ということで、これは敷地面積をさらに広げた、1 万 4,300 m<sup>2</sup>といった広大な敷地ができるわけですけども、進入路 5 % で概算をはじきましたところ、約 11 億といったことになっております。

それから最後に F 案ということで、トンネルで今の駐車場まで結んだ案になりますけども、これについては約 10 億といった事業費を算出しているところです。

それから今日お手元にお返しをしました 17 ページの資料の附帯工事費については、先

ほどの進入路の概算の工事費であるとか、そういったものの比較でございます。庁舎本体の工事費については、木造をフルに活用をした、言わば木造による主体構造で建築した場合、約20億円を計画しているところです。

それから町としての基本的な考えということになるわけですが、町としましては可能な限り木材を利用した庁舎建設に努めたいというふうに考えているところです。ただ、その場合に製品で約2万2,500㎡の木材が必要になってまいります。木材の保管場所であるとか、それから短期間で当然確保もしなければなりません。それから特に木造構造ということになりますと、特殊な工法、言わばH鋼を集成材で被覆をしていくといった工法も用いられなければなりません。こういった部分でコストもかさんでくるといったこともございます。それからRC部分での接合部の離反の可能性、室外機の、屋上に置くことができないといったこともありますので、こういった部分については先ほど町長の行政報告の中で申し上げましたけども、基本設計の中で十分な精査をして最終的な判断をしていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 木材化、木造ということでございますが、行政報告の中でも申しましたけれども、あらゆる角度からその可能性については提案もしていただきたいというふうにも思っているところでございます。

今、森政策監のほうから申し上げましたようないろんな課題もあるわけですが、それを何とか克復できる、大手の設計会社等であれば、そういった提案もできるのではないかなというふうにも思っているところでありまして、木造化についてのあらゆる可能性、そういったものは研究もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 武内大正総合支所長兼地域振興課長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） ホビー館の関連の質問でございましたのでお答えをしたいと思います。

まず、誘導看板の件でございますけれども、これにつきましては現在地域にふさわしい、また、観光客がそこへ入って行って楽しいという看板をつくりたいということで、プロポーザル方式で、業者のほうから提案型でそういったおもしろい看板を提案していただくような方式を考えております。

また、木造につきましても十分検討をいたしたいというふうに思っていますが、県道沿いの看板でございますので、耐久性、また台風時とかそういった部分での耐久性も当然検討

せんといかんわけですけども、その方式の中にはまだそういった提案もあろうかと思いますが、その点をご理解をお願いしたいと思います。

また、それからホビー館の指定管理の件でございますけれども、当面３年間ににつきまして、入場者数の推移を見守りたいという部分もございますし、また３年間ににつきましては町も協働でイベント、それから企画展、そういったものも協働で実施をしたいということでございまして、２３年度につきましては、大きくバスのシャトル代のそういった経費とか広告代、またオープン時の、また連休中の警備員等、そういった部分の委託料が８００万ほどかかりますので、そういった部分での数字となっておりますけれども、それ以降、２４年度以降につきましては指定管理料と企画展、そういったもので一応２，４００万前後でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） すみません。１点抜かっておりましたが、防災無線の活用でございますが、これにつきましては今、十和地域で最終の工事が行われております。今年度ですべての設備工事が完了いたしますので、４月からこういった形でこの防災行政無線を活用して住民の方に……。すみません、防災行政無線ではありません、防災放送です。それを活用して、いかに行政の情報並びに地域情報を提供していくかについては、これからまた検討させていただきまして、４月１日から新たな形でスタートもしていきたいというふうに思います。またその節には、住民の方々のいろんなご意見等も取り入れた上で、あるいは区長会、そういった意見も取り入れた上で実施をしてみたいと思っております。

○議長（宮地章一君） ３番田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） では再度聞いてみたいと思います。

防災放送の件では、私が言いたいのは、私、過去にも聞いたことがあるのですが、町の基本的な考えとしては、ケーブルテレビが放映をされだしたので、できるだけ町民の皆さんはケーブルで行政の内容を把握してくださいやと。屋外放送については、あくまでもここに書いてある地震とか火事とか防災面で主に使うんですと。地域情報についてはケーブルで流しますから、基本的には屋外放送についてはやりませんというような執行部の基本的な考えがあるんじゃないですか。だからできるだけ手間暇かけて町民に知らすまいというのが行政の考え方やないですか。その点、だから町長にお聞きしたいがですよ。

しかし、先ほどのような例があるわけですね。地域によっては、お年寄りの方々にはケーブル入りたくても入れない世帯がまだ何千世帯じゃったかな、あるんじゃないと思います

よ、八十数%でしたので。だからそういう人のためには、じゃ、町は公報紙を流します言うと思うのですが、耳と目で、やはりできるだけそういうサービスが行政の役目じゃないでしょうか、町長。そういった面で私が最初言った、できるだけケーブルを見てくださいだけでは見れん方もおりますので、そういった意味では、窪川地域では雑音に聞こえる町民がおるかもしれませんが、大正・十和の町民はそんな意識は少ないと私は思ってます。だから地域限定でも結構ですが、できるだけ地域の情報を流してもらうことについては町長のお考えを再度お聞きしたい。

それと、最初にこだわりますが、木造をふんだんにというのと、すべて木造住宅というのは違うと思うんですね。だから町長は基本的には木造で、町長、建設したいんですか、したくないんですか。気持ちですよ、私は3階建てであろうと木造の庁舎ができるんじゃないかと思ってます。しかしこれは素人考えです。しかし町長としては木造庁舎にしたいのかどうなのか、気持ちながですよ、はっきり言うたら。専門家ができません言や、私どもができるのは当たり前ながです。しかし、町長として木造庁舎にしたいのかしたくないのかという考えが一切見えてきません。専門家にお任せしましょうという形。

それと今、関連ですが、大正の支所長がプロポーザルに任してますと、看板ね。看板の答えですよ。これも一切、町長と一緒にですよ。まあ一応専門家の方に提案してもらいましょうと。しかし私が言いたかったのは、看板ですら木造に、板に書く、こだわらんかよという私の考えながですよ。しかしこれも一緒にしょ、支所長も。まあ専門家に提案してもらって、それから判断しましょうという姿勢です。すべてがそういう姿勢です。受け身。自分の意思是表明せずに、町の考え方はこうだからこういう提案してくださいというのがないでしょう。だからそういった意味で私は非常におかしい、今の執行部の中身じゃないかなと私は思ってます。

それと、政策監からいわゆる附帯工事の金額ですが、駅前は西・東で分散する庁舎の考え方でしょう、この30億余りの財務内訳ね。この考え方はそうでしょう。1カ所にまとめればこれほどかからんがじゃないですか、庁舎、20億言いましたけれども。分散すれば20億でしょう。1カ所で、例えば緑林公園の中に、1カ所にまとめて庁舎を建てればお金かからんかもしれません。私はそれがわからんのですよ。参考資料がないんです、対比の、町長。だから判断のしようがないんですよ。ただ、駅前がえいにかわらん、緑林公園がえいにかわらんという判断しかないがですよ。

1つ言いたいのは、だれでも、公共施設というのが近くに建ってもらえれば地域住民は

喜ぶんですよ。ただ参考資料としては、香月が丘や北琴平町あたりの人口は駅前周辺よりは半分ほどに低いというのは資料で出てました。地域の住民にとって、恐らくこの地域の方々は、ここにあってほしいという方が多いかもしれませんよ。しかしやっぱりこれは総合的に考えないかんでしょう。対比をする材料が私には今の段階ではありません。緑林公園で庁舎建設にどれくらいかかるかという資料、町長、持ってますか。お示してください、その点はね。

それとホビー館ですが、やはり当初はね、町長、ホビー館建設に、思い出してくださいね。ホビー館の館長さんが自分でやりますと、打井川に。年間200万人は来ますという、豪語しましたよ、最初は。そのうち20万人だろうという話にだんだんと。結果は町が全部お金出さないかんようになったじゃないですか。だから、そこらあたりをしっかりとわきまえた今後の運営をしないと、海洋堂さんに指定管理します。失礼ですが、「いや、赤字続きでどうしようもありません。見てください」言うたときの基本的な町の考え方がないといけないと思いますし、危惧するのは、当初は私、来ると思います、4月29日から5月の連休には来ると私は思ってます。翌年度のリピーターをどうするかというのは大きな課題だと思ってます。地域の方も不安がってますよ、はっきり言うたら。そこら辺をしっかりとした、町長として今後どういう出し方をするのかいうところもしっかりとこの中で示していただいて、お互いに、それは海洋堂さんと手をとってやらないかんでしょう。しかしいつまでも町の支援というのはありませんという姿勢があるのかどうなのかをお聞きをしたい。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） まず、野外放送の件でございますが、基本的には議員さんおっしゃられたように緊急時、そういったものへの対応ということが、これが基本であろうと思います。

しかし、先ほど申されましたように、例えば選挙の結果の放送であるとか、そういった住民の要求の強いものについては、これから区長会等で協議もしていただいて、この部分については全町で流していただきたいというもの、あるいは地域の中で、この部分については地域の特色と、それからこれまでの取り組み、そういったもので継続してほしいというものについては柔軟に対応していきたいというふうに思っております。いずれにしましても、先ほども申しましたように、今年度いっぱい全地区の整備が完了いたしますので、

4月の時点からこういった形で運用をしていくのか、それについてはこれから検討させていただきます。

それと、木材化、木造化ということについては、私はずっと今まで申し上げてきましたように、公共施設等につきましては木造、それを基本といたしております。町の姿勢としましては町産材の活用、あるいは木材の、地域林業の活性化、そういった面から見ても、できるだけ多くの木材を使っていただきたいということで、その利用促進条例等もつくったところでございますし、基本的には木造化ということで思っております。

ただ、3,000㎡を超えた場合には、すべて木造化ということは、これは規制上無理でありまして、どっかの部分に耐化構造をすることによって、それを1つの部分部分と見て3,000㎡を下回るということで木造化を図っていく必要もあろうと思います。そういったことも含めて基本的には木造化ということで、あらゆる角度から木造化の可能性について提案をしてもらいたいという思いがありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから海洋堂のホビー館でございますが、これから四万十町として、平成25年の春に開通をいたします高速道の延伸、それもにらんで、この海洋堂だけでなくって、四万十町全体の観光産業戦略、そういったものをどうしていくか、その1つのパーツとしての海洋堂の位置づけ、それも出てこようかと思います。海洋堂が来たことによって全体への波及効果、そういったものが出来れば、海洋堂が少々赤字であったとして、ホビー館が少々赤字であったとしても、私は行政的な支援も続ける必要もあるのではないかな、そこらあたりは総合的に勘案をしなければなりません。要はホビー館ができたことによって、町としての受け身の姿勢ではなくって、それをいかに活用していくか。これからそういった町の姿勢も全面的に出していく必要もあろうかというふうに思います。

ただ、このホビー館が毎年多額の赤字を出すと、町の財政に負担を強いるということになれば、それは問題でございますので、町としてはできるだけそういう方向の、そういった結果にならないように海洋堂と協力しながら、ホビー館の健全な運営を図ってまいらなければなりません。話の中ではある一定期限を切って、この部分までは支援をしますが、あとは自立の方向でお願いしますということも申し上げなければならないというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 森庁舎建設担当政策監。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

1カ所にまとめる案であるとか、木造平屋にしたらどうかといったご質問だったと思います。

木造平屋にしますと、現在の概算事業費では約20億見込んでいるというふうにご説明申し上げましたが、エレベーターが不要になります。エレベーターが1基約2,500万程度概算で見込まれておりますので、平屋で計画をしていけば5,000万以上の金額が安くなるということが想定されます。これは緑林公園の広い用地を求めた場合ということになります。

それからRC構造で計画をしていった場合は、類似施設等見てますと、平米当たり約32万7,000円といった金額も出されております。木造の20億円といった金額に対して約1割ちょっと低くなる、金額的には18億5,000万円というふうに承知をしているところです。

○議長（宮地章一君） 3番田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 最後になりましたけれども、町長、聞き漏れましたが、特例債の関係ですが、町長もご承知かと思えますけれども、合併協議の中で確かに85億あるわけですが、しかし合併協議の中であくまでも借金だと。基本的には使えるものは85億であるけれども、45億程度にしようという約束事が旧町村でありました。町長ご存じですか。知らんというようなことはないと思いますが。

しかし今、財政班長の答弁だと、20億円の庁舎を建設するとなると、今まで55億円特例債を使ってくるということになるという答弁じゃったと思うわけですが、今後まだし尿処理場があるんでしょう。特例債使うと思うんですね。使いませんか、ちょっとわかりませんが、私はこれも使う計画にあったと思うんですよ。そしたら45億どころじゃないですね。恐らくし尿処理場もうん十億じゃないでしょうか。同じような形で7割ほど借りるとなると、まだまだ額が増えてくるということになりますが、この約束事は町長は平気で、合併したので、もう約束事は約束事やと。有利な借金だからできるだけ85に、できるだけ近づこうじゃないかというお考えでしょうか。それともまだまだ借りれる借りれるという思いの中で特例債を使ってきたんでしょうか。あくまでも33%はお返しをせないかんがですよ。そういった意味でそこらあたりの基本的な考え、今後もし尿処理場に使うんでしょう、答弁いただきたいと思います。

それと、政策監が言うことはわかります。だから比較の対象がないですよ。決して僕は1階建てにしようとは言いません。木造で2階建てでもできると思う。四万十市の営林局で

すかね、面積の大きさは全然違いますけれども、しっかりとした木造で、全部木造でやっています。だから素人考えでは、大きく2階くらいはできるんじゃないかと私の勝手な推測です。そういった資料がないですもん。私はそういう思いで訴えるしかないです。できませんという執行部の答弁があればいいですが、答えのしようがないでしょう、あなた方も、資料がないので。だから比較対象が全然できませんので、あそこがええ、ここがええという勝手な判断だけじゃ私は、これが終わったら判断しなきゃいけません。もう少しそういう意味では、せめて判断をできる最大限の資料をつくるというのがまちづくり基本条例の考え方じゃないでしょうか。4月施行とは言えども、こんな重大なハード事業に対して十分説明責任の果たせないような執行部でいいんでしょうか。非常に残念です。

それと町長、屋外放送はできるだけ、何がだめでしょうとしないんでしょうか。できると思うんですよ。同意がなぜ、基本的に基本的にで、町民に情報をお知らせすることを拒むんでしょうか、その理由を聞きたい。

それと最後になりますが、町長、このね、庁舎に戻りますね。書いてるのでちょっと最後にしますが、メリットもね、ええことばかり書くんですよ、はっきり。ここに、役場職員の通勤手段として公共交通を使いやすくなる。いいですか。じゃ今、公共交通、電車・バスで来ている職員どれくらいおりますか、今。じゃ、これが、西・東庁舎ができたら確実に町長、職員が十和・大正から50人来てます言うたね、今年度で。来らしますか。それ、確約してください。私は賛成します。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 合併特例債についてであります。先ほど財政班長のほうからもございましたように、耐震化の工事、全部の小・中学校に対する耐震化、また、公共施設の耐震化、そういったものが合併時の特例債事業としての大型プロジェクトの中には入っていなかったということもありまして、このように膨らんできた経過もございます。

それと、議員さんおっしゃられるとおり、合併特例債、ある一定枠が持たされておまして、有利な債権ということで活用してきたところもございましたが、そういった結果になっておるといふふうに思いますが、どちらにしても借金ということでございます。特例債を使うか過疎債を使うか、そこの選択の中で特例債を使ってきた経過もございますが、どちらにしても借金でございまして、これから返さなければなりません。そこらあたりは財政のシミュレーションも立てながら、これまでずっとこの特例債を活用してきたところ

でございます。結果的に合併時の特例債の活用については、これを1つの限度としようという枠を超えたことについてはまことに申し訳ないとは思ってはおりますが、先ほどのようないろんな特殊事情もございましたので、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから野外放送についてでございますが、いろんな住民の意見もあるところでございます。絶対野外放送を使わんという行政の方針ではありませんので、また住民の皆さんの意見も聞きながら、有効的な活用も図ってまいりたいというふうにも思っております。

それから、公共交通の利用であります。これは私、4月から職員の皆さんには提案もしていきたいというふうにも思っていたところでございますが、予土線の利用の促進、あるいは土佐くろしお鉄道なり、町内の公共交通機関を守るという意味から考えれば、これまで「乗って残そう予土線」とか、いろいろ住民の方にも啓発もしてまいりましたが、まずは行政の職員、あるいは県の職員、農協の職員、そういった方々から活用をしていかなければ、なかなか住民の皆さんに対する理解も深まらないのではないかなというふうに思っております。

現在県のほうでも、ちょっと名称忘れましたが、11月から月に2回公共交通機関を利用して通勤をするということも始まったようでございまして、県下の各市町村の中でもそういった動きも出ております。四万十町としてもモデル的な取り組みとして、全部が全部公共交通機関を利用するという点については、これまでも議論もされましたように、残業をしたりしなければならない職員等もあります。そういった点で非常に実施は困難ではあります。モデル的に4月からは、月に例えば20日なら20日を公共交通機関を利用する日というふうに定めまして、大正・十和の総合支所から本庁へ来る職員、あるいは窪川から大正・十和のほうへ行く職員であるとか、そういった者、あるいは公共交通機関の沿線におる職員については、なるべく月に1回、日を決めて公共交通機関を利用しようという運動を展開をしようというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

(3番田邊哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長(宮地章一君) ほかに質疑はございませんか。

12番山岡義正君。

○12番(山岡義正君) 1点、庁舎の問題について質問させていただきたいと思います。

現在１８４万４，０００円という金額で土地買収が上っておるわけですが、先ほど来いろんな意見を聞いておりまして、庁舎が、この１８４万４，０００円認めることによって、一気に駅前ありきで進んでいく可能性は往々にしてあるんじゃないかなというふうに見ておるところです。

それで、公募手続条例等を含めて、それは住民の方々にいろいろ意見を聞くという話はわかります。それは当然やっていかないといけんわけですが、このタイムスケジュールにもあるように、これで本当に、この１８４万４，０００円認めることによって、駅前ありきで、３０億近いお金が認められるということになれば、これは非常に住民にとっても、「そんなに簡単に決めてええかえ」というような話ではないろうかと思うんです。

庁舎の問題というのは、まちづくりの中で、その５０年１００年の大計を考えたときに、その位置によってまちづくりをどういうふうにしていくかということに本来はないといかんですが、今は庁舎位置だけに限られて、そこから町の発展をつくっていくような形じゃないろうかと。位置づけを、全体の全体像が見えん中で庁舎位置だけにとらわれ過ぎじゃないろうかというふうに考えるところです。町長がどのような形でまちづくりを考えておられるかわかりませんが、庁舎はどこへ何のために持っていくかという基本的な考え方があるかどうか。これを１点お聞きをしておきたいと思います。

どうも庁舎によってまちづくりを考えていくという話になって、まちづくりの中の庁舎の位置づけというのではなくて、庁舎をつくってからまちづくりを行うというような考え方ではないろうかというふうに思うわけです。そういった点でどのように考えておられるか、町長が、その点を１点お聞きしたいと思います。

場所については自分らもまだ、緑林公園がええか駅前がええか、いろいろわからんわけです。でも、それによって非常にまちづくりそのものが変わってくるんじゃないかというふうにも考えておるわけです。だからそういった面から見たときに、庁舎位置がそういった面で、まちづくりの中で考えられたものか。特に要望等があるのはホテル等もつくってもらいたいと、駅前では物産展等をやっていただきたいとかいうような意見も出ております。そういったことを踏まえた上で、どのような考え方で庁舎位置を考えられたか、１つその点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 従来からこの窪川駅前については再開発、民間の資金による乱開発、そういったものも防ぐという意味もございまして、合併してからすぐに庁舎用地とし

て、庁舎用地を含む用地として購入をした経過もあります。

確かに議員さんおっしゃられるとおり、庁舎が決まることによってその町の活性化、あるいはこれからのまちづくり、そういったものも大きく変わってこようと思いますけれども、今、四万十町として、四万十町全体のまちづくりのグランドデザインの計画、そういったものをつくった上で庁舎をどこにしていこうかということについても、そういった手法も必要であったかもしれません。しかし時期的な問題もありまして、まずそのグランドデザインといいますか、その要となる庁舎、それが決まらなければ、それに付随するこれからのまちづくりの計画、そういったものも逆に決まってしまうのではないかなという思いもあるところでございます。駅前にするのか、あるいは緑林公園にするのか、どちらかによってグランドデザイン、そういったもの大きく変わってこようと思いますので、今、駅西・東、そういった複合案をこちらから提案をさせていただきましたが、これが決定をされますと、これを中心としたこれからのまちづくり、そういったものを、計画を進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

12番山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 確かにそういったことを考えられるわけですが、今考えられておる、いろんな町の中で全体像として見えてないのが、統一した町として図書館は別々になり、美術館はある。またこういった中で学校は別々になっておる。それで緑林公園が別にあるというような中で、ばらばらあるわけです。それでまだ今後の見通しとして、土木にしても警察にしても縮小される恐れがあるんじゃないかなというふうなことまで言われております。

そういったことを考えたときに、保健所もないなったときにも、あの場所どうするよというようなことで、それから土木の跡もまた民間で買うたというような話も聞いております。そういった中で、町がまず先頭を切ってどういう形で町をつくっていくかというものがないことには、どうも見えてこないんじゃないかなと思います。

というのは庁舎をそしたら駅前にして、確かに町にとっては、自分たちも町の中で商売やりゆう関係で駅前ということは考えられます。しかし何としても今後の課題として、さっき言ったようにホテルが欲しいとか、それからいろんな設備が、備蓄倉庫にしても消防がやりました。統一したことではないから、備蓄倉庫がどこになるぜよというような話もあります。

そういった中で、やっぱり町のトータルビジョンが見えてこない。それには1年間かけてでもそのトータルビジョンをつくって、そしたら、これからこうやってやるぞというような方針づけをしていただいて、そっちに向かって庁舎をつけていくというような方向もあってええんじゃないかなというふうに思います。妙にここの関係で時期をあまりにも急ぎ過ぎて、どうもちょっとまだ住民が十分議論してない中で位置だけが先走りしていく。そういった立地ということになれば、前回もやりましたが、庁舎位置によって3分の2の議決が必要やというようなことが起これば、これ、今回認めたことによって3分の2と同じような効果を発揮する可能性さえあるんですよ。だからそういった中で184万4,000円を認めたことによって、3分の2の特別議決にかわろうとして、可能性もあるという中で、非常に責任を持ってやっていかんといかんじゃないかなというふうにも思うところで、自分らも迷いゆうところです。そういった面では今後の計画性をどうやってつけていくか、それはまた町長ひとつ、どういうふうに考えられておるか、そこをもう一遍お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） もう少し議論を深めていったらどうかということであろうと思いますけれども、これまで申し上げてきましたように、議会の中でも、それは特別委員会の最終報告という形で出されたわけでありましたが、検討もされてまいりましたし、それから住民代表による審議会の中でもこれについては十分議論もなされてきたというふうに私は思っております。

これ以上この場所についてまたアンケートをとったり、新たな住民代表による検討会など、住民の意見を集約するとすればアンケート調査を行うか、あるいはそういったまた住民代表による何らかの形、あるいは区長会、そういったものに提案もしていく必要もあると思いますが、これまでの議論、経過、そういったものも踏まえれば、私はもう町民の皆さんの間ではいろんな意見等も出てきたのではないかなというふうに思っております。要はあとは町の政策としてどこの場所にするのか、それを町民の皆さんはかえって待っているのではないかなという思いも自分としてはしているところであります。いたずらに時間を延ばすことによってかえって混乱を生む、そういった恐れも十分ありますので、私とすればこの時期、できれば12月で提案をさせてもらいたかったんですが、引き延ばしをさせていただきまして2月になりましたけれども、この時期が一番適当ではないかなとい

うふうに思っております。

それから庁舎のこの位置についてでございますが、先ほども申しましたように、この庁舎というものは町のシンボルとなるものでございます。これができることによって地域にどういったような経済的な波及が及んでいくのか、これからのまちづくり、そういったものにも非常に絡んでくる問題でございますが、ニワトリが先か卵が先かというような議論になろうかと思えますけれども、私とすれば中核になる庁舎の位置、それをまず決めた上でこれからのまちづくりのデザイン、そういったものも考えていく必要があろうかと思えます。この窪川駅西・東は町の中心にあるところでありまして、行政報告の中でも申しましたけれども、公共交通機関の要の位置にも立地をいたしております。そういった面から見れば一番まちづくりとして、発展をしていく場所としてはここが適当であろうという判断に立たせていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

質疑だけを終えて休憩にしたいと思います。

ほかにないようでしたら質疑を終わりたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

15分まで休憩いたします。

午後6時04分 休憩

午後6時14分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号平成22年度四万十町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。

賛成者。酒井君、竹内君、橋本保君、堀本君、山岡君、吉村君、下元真之君、山上君、津野君、岩井君、田邊君、槇野君、橋本隆成君、中屋さん。

反対者。林君、岡峯君、森君、下元君、緒方君。

棄権者は0です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第22 議案第5号平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第5号四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

先ほどのきめ細かな交付金事業でもご説明を申し上げましたが、大正診療所における高度医療及び救急医療への迅速な対応を強化するため、高知医療センター等と連係した遠隔画像診断システムを更新する費用が補正の内容であります。

現在導入しております本システムは老朽化し、故障等への対応が難しくなっている状況で、今後の緊急時における対応に支障を来さないよう、今回更新を行うものであります。

歳出では医業費に備品購入費357万円を、歳入におきましては一般会計繰入金357万円をそれぞれ計上し、第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。今回に追加補正額により、累計の予算総額は歳入歳出それぞれ3億3,210万円となったところであります。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決をされました。

ただいま各委員長から閉会中の継続審査・調査の申出書が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りいたします。

各委員長から提出されました閉会中の継続審査・調査の申し出についてを急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査・調査の申し出については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定をしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 追加日程第1 閉会中の継続審査・調査の申し出を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査・調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成２３年第１回四万十町議会臨時会を閉会いたします。

午後６時２１分 閉会

地方自治法第123条

第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員

